

光格天皇（御讓位前）に関する『実録』抄

橋本 富太郎

解説・凡例

本稿は、宮内省編『光格天皇実録』（ゆまに書房、平成十八年）のうち、光格天皇（一七七一一八四〇）の誕生から讓位（文化十四年・一八一七）までの綱文をすべて書き出したものである。讓位後の実録綱文は、筆者が『モラロジー研究』第七十九号に抄出した。

光格天皇は、四親王家の一つ、閑院宮典仁親王の第六王子として生まれたが、後桃園天皇の早逝（二十二歳）により、その遺児欣子内親王との成婚も考慮して同天皇の養子として、安永八年（一七七九）九歳で皇位を継承された。

『実録』には、皇室の伝統行事を尊び、儀式などに極力出御し、和歌や雅楽などを精力的に修められるお姿が拝される。ま

た、神嘉殿の再建や石清水と賀茂の臨時祭の再興など、宮廷文化を復興し朝廷権威の回復に尽力された事績がみられる。

読み易くするため、漢字は新字体、片カナは適宜ひらがなに、文末の読点は句点に改めた。原文では、月初のみに「月」が記されるが、全日に「月」を付し、「〇月〇日」とした。

原則的に綱文のみを抄出したが、御製（歌）については、『実録』本文に掲載されているものは引用した。また、皇位継承や改元および儀式の再興などに関する重要な記事は、ゴシック体として明示した。

なお、光格天皇の略伝および在位中の内裏還幸に関する絵巻は、昨年来の所功の論文・史料紹介（末尾付記）を参照されたい。

天皇、諱は兼仁、初名を師仁と曰ふ。閑院宮典仁親王の第六王子、母は贈従一位岩室磐代なり、後、妃成子内親王を養母と為らる。

明和八年（一七七二）

八月十五日 卯半刻、閑院宮邸に於て降誕あらせらる。

九月十六日 御七夜の御祝儀あり。祐宮と称せらる。

明和九年（一七七二）

九月四日 御髪置の儀あり。

九月十六日 聖護院宮忠譽親王の附弟と為らせらる。十月五日、御披露あり。

十月十九日 御賄料として米二十石、銀五十枚を聖護院より進ぜらる。

安永二年（一七七三）

正月十六日 御色直の儀あり。

安永四年

十一月二十八日 御深曾木の儀あり。

安永五年

十月二十六日 女御藤原維子の第に参ぜられ、又、参内あらせ

らる。

安永八年

三月二十八日 御紐直の儀あり。

十一月八日 後桃園天皇の御養子と為らせられ、准三宮藤原維

子を養母と為らる。是日、参内あらせらる。

十一月十四日 御名を師仁と賜はらせらる。

十一月二十五日 踐祚あらせらる。御諱を兼仁と改めさせら

る。剣璽渡御の儀あり。是日、関白九条尚実を摂政と為す。

十一月二十八日 開闔解陣の儀あり。

十二月十日 後桃園天皇の遺詔奏あり。是日より五箇日間、廃朝仰せ出さる。

十二月十二日 倚廬に渡御、錫紵を著御あらせらる。是日、先帝の素服を諸臣に賜ふ。

十二月十四日 後桃園天皇の初七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て御仏事を行はる。

十二月十六日 後桃園天皇の二七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て御仏事を行はる。

十二月十八日 後桃園天皇の三七日御忌に依り、般舟三昧院に

於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て法華懺法を行はる。
 十二月二十日 後桃園天皇の四七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て御仏事を行はる。

十二月二十二日 後桃園天皇の五七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て御仏事を行はる。

十二月二十四日 倚廬より本殿に還御あらせらる。是夜、開闔解陣並に殿上侍臣椽袍の宣下あり。

十二月二十五日 後桃園天皇の六七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て御仏事を行はる。

十二月二十七日 後桃園天皇の尽七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はれ、泉涌寺に於て御仏事を行はる。

安永九年

正月一日 触穢中に依り、年首の儀を行はせられず。四方拝、御座を設くるも、出御あらせられず。

正月二日 音楽警蹕宣下あり。又、吉書御覽あり。

正月十日 触穢竟る。仍つて改火の事あり。

正月十三日 披露始あり。

正月十九日 南殿に於て後七日御修法を、理性院に於て大元帥法を行はる。二十五日、両法結願なり。

正月二十二日 神宮奏事始、次に賀茂奏事始を行はる。出御あらせられず。

二月十一日 春日祭を行はる。

二月十七日 泉涌寺に於て後桃園天皇の御塔供養を行はる。

二月十九日 後桃園天皇の百箇日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御仏事を行はる。

二月二十八日 即位の儀来十二月に御治定あり。

三月十二日 来七月十二日、宇多天皇の八百五十年聖忌に依り、日次を繰り上げ是日、仁和寺に於て曼荼羅供を修せられ、御願文御諷誦文を供へさせらる。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定あり。

四月十三日 賀茂祭を行はる。

六月十四日 祇園会を行はる。

八月一日 八朔の義あり。

八月二日 内大臣徳川家治、右大臣に補任す。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十日 禁中常御所に於て略安鎮法を、清涼殿西面御座間に於て不動法を修せらる。両所修覆を加へらるるに依りてなり。

九月五日 常御所の修復成る。仍つて小御所より遷らせらる。

九月十一日 伊勢例幣の儀あり。出御あらせられず。

十月六日 諒闇に依り、玄猪の儀を停む。

十月二十二日 来十二月上旬、即位の礼を行はるべきの由、御治定あり。

十一月九日 後桃園天皇の一回聖忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御仏事を行はる。

十一月十日 春日祭を延引す。諒闇竟大祓日時定を行はる。是日、故大納言徳川家基に内大臣正二位を贈らる。

十一月十一日 諒闇竟大祓あり。清涼殿に出御、御禊あらせらる。是日、御精進解、吉書奏聞あり。又、是日より三箇日間、大床子御膳を供す。出御あらせられず。其後、朝餉御膳を供す。出御あらせらる。

十一月十三日 南殿並に清涼殿西面庇等に於て大殿祭を行はる。

十一月十五日 即位由奉幣發遣日時並に即位日時定を行はる。是夜、撰政の直廬に於て御元服定を行はる。

十一月十七日 新嘗祭御祈を行はる。

十一月二十二日 春日祭を追行せらる。

十一月二十三日 即位由奉幣を伊勢神宮に發遣せらる。又、是日より十七日間、七社七寺に於て即位無事を祈らしめらる。

十一月二十五日 撰政の直廬に於て礼服御覽の儀あり。

十一月三十日 即位御習礼あり。

十二月三日 即位灌頂あり。大納言二条治孝、之を授け奉る。

十二月四日 紫宸殿に於て即位の礼を行はせらる。

十二月五日 大床子御膳を供す。出御あらせられず。

十二月六日 大床子御膳を供す。出御あらせられず。次に朝餉御膳を供す。出御あらせらる。

十二月九日 御実父二品太宰帥典仁親王に一品宣下あり。

十二月十一日 御拝御伝授あり。神祇伯資頭王、御三間に於て之を授け奉る。

十二月十六日 御元服日時並に由奉幣日時定を行はる。是日より七日間、七社一寺に於て御元服無異の御祈を修せしめらる。

十二月十八日 御元服由奉幣を發遣せらる。出御あらせられず。

十二月十九日 是夜より三箇夜、内侍所に於て御神楽を行はる。

十二月二十日 北廂に出御あらせられ、内々、御元服の御習礼あり。

十二月二十三日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられず。

十二月二十五日 撰政九条尚実を太政大臣に任ず。

十二月二十八日 御元服御習礼あり。

安永十年

正月一日 四方拝、御座を設くるも、出御あらせられず。大床子御膳を供す。是日、紫宸殿に於て元服の儀を行はせらる。加冠は摂政太政大臣九条尚実、理髪は左大臣鷹司輔平なり。

正月三日 小朝拝、降雪に依り停めらる。是日、御元服後宴並に元日節会行はる。又、殿上淵醉を再興せらる。出御あらせらる。

正月五日 千秋万歳御覧あり。又、披露始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせられず。是日、群臣、御元服賀表を上る。又、恩赦の事あり。

正月八日 紫宸殿に於て太元帥法を行はる。十四日、結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十二日 賀茂奏事始を行はる。出御あらせられず。

正月十五日 御吉書、三毬打を行はる。出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十七日 鶴庖丁あり。次に舞御覧あり。出御あらせらる。

正月二十一日 前右大臣醍醐経胤、薨す。是日より三箇日間の
 廢朝あり。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

幾千代もわがこ、のへにさかへゆくうてなの竹のいろわかは
 らじ

正月二十八日 和歌当座御会始を行はる。

正月二十九日 是日より五箇夜、陰陽頭土御門泰栄の里第に於て天曹地府祭を行はる。都状を奉らる。

二月五日 春日祭を行はる。

二月八日 紫宸殿に於て後七日御修法を行はる。十四日、結願なり。

二月十四日 積奠を行はる。

二月二十四日 月次和歌御会始を行はる。

二月二十六日 御代始の御楽始を行はる。

三月三日 鬮鶏あり。雨に依り、軒廊に於て行はる。

三月五日 今明兩日に互り、猿楽御覧あり。出御あらせらる。

三月二十日 南庭の桜花を御覧あらせらる。

三月二十一日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

三月二十四日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられず。

三月二十八日 月次和歌御会を行はる。

四月二日 代始に依り、改元定あり。天明と改元す。是より
 先、条事定を行はる。

天明元年（一七八一）

四月五日 改元詔書覆奏。

四月十八日 賀茂祭を行はる。

五月七日 御読書始を行はる。侍読明経博士伏原宣条、小御所に於て孝経を授け奉る。

五月十日 神璽篋を裏み改めらるるに依り、後桜町上皇と共に

朝餉の御座に出御あらせらる。

五月十八日 月次和歌御会を行はる。

五月二十二日 太政大臣九条尚実を罷む。

五月二十四日 月次和歌御会を行はる。

五月二十七日 御箏始を行はる。前大納言四辻公亨、之を授け奉る。

六月二十四日 月次和歌御会を行はる。

七月二十四日 月次和歌御会を行はる。

八月六日 靈元天皇の五十回聖忌に依り、般舟院並に泉涌寺に於て御仏事を行はる。

八月七日 上丁に依り、小御所に於て御講書を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十四日 月次和歌御会を行はる。

八月二十七日 小御所北懸に於て蹴鞠を行はる。御覧あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣の儀を行はる。出御あらせられず。摂政九条尚実の御代拝あり。

九月十五日 能御覧あり。

九月十八日 詩歌当座御会を行はる。

十月六日 玄猪の儀あり。

十一月五日 後桃園天皇の三回聖忌に依り、是日より五箇日間、禁中に於て懺法講を行はる。

十一月十七日 新嘗御祈を行はる。

十一月二十二日 春日祭を行はる。

十一月二十八日 前右大臣三条季晴の薨去により、是日より三箇日間の廢朝あり。

十二月七日 内侍所臨時御神楽を行はる。次に恒例御神楽を附行せらる。

十二月十八日 内々、御囃子能御覧あり。

十二月二十九日 大祓あり。

天明二年

正月一日 四方拝。御座を設くるも、出御あらせられず。大床子御膳を供す。元日節会を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 真言院に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十二日 賀茂奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。

正月十七日 鶴庖丁あり。次に舞御覧あり。雨に依り、舞台を軒廊に設けらる。

正月二十四日 和歌御会節会始を行はる。御製あらせらる。

へだてなくたかきいやしきはつ春にむかふこゝろはのどけかるらし

二月五日 両大神宮造替山口祭日時定あり。是日、春日祭を行はる。

二月十一日 小御所に於て御楽始を行はる。簾中に出御あらせらる。

二月二十七日 猿楽御覧あり。

三月一日 渡殿に出御、桜花を御覧あらせらる。

三月三日 鬪鶏を行はる。

三月十九日 内侍所御擲あり。御拝あらせらる。

三月二十二日 日光東照宮奉幣發遣日時定あり。

三月二十四日 内侍所臨時御神楽を行はる。

三月二十六日 内々、猿楽御覧あり。

四月十九日 賀茂祭を行はる。

五月七日 石灰壇代に出御。御拝始を行はる。

六月四日 舞楽御覧あり。

七月二十一日 桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御仏事を行はる。

七月二十二日 和歌当座御会を行はる。

七月二十四日 月次和歌御会を行はる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月三日 上丁に依り、小御所に於て御講書あり。簾中に出

御。聴聞あらせらる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十三日 是日より七箇日間、七社七寺於て玉体安全の御祈を行はる。

八月二十四日 月次和歌御会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。

九月十九日 当座和歌御会を行はる。

九月二十二日 猿楽御覧あり。

九月二十四日 月次和歌御会を行はる。

十月二十四日 月次和歌御会を行はる。

十一月三日 春日祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の四回聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はる。

十一月二十二日 新嘗御祈あり。

十一月二十四日 月次和歌御会を行はる。

十二月十日 昼御座に出御あらせられ、侍講文章博士唐橋在熙、尚復文章博士桑原為弘を召して御講書始を行はる。

十二月十五日 内々、囃子能御覧あり。後桜町上皇、亦、之に御幸あらせらる。

十二月十八日 内侍所臨時御神楽を行はる。

天明三年

正月一日 四方拝、御座を設くるも、出御あらせられず。元日

節会を行はる。出御あらせられず。

正月七日 白馬節会を行はる。

正月八日 後七日御修法、太元帥法を行はる。十四日、両法結

願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十二日 賀茂奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。

正月十七日 舞御覧あり。先づ鶴庖丁あり。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

あめのしたたみゆたかなる世の春をさきにはふ梅のいろにみ
すらし

二月六日 伊勢神宮木造始日時定を行はる。

二月十一日 春日祭を行はる。

二月十四日 内々、当座和歌御会を行はる。

二月十六日 積奠を行はる。

二月二十日 御楽始を行はる。小御所に出御。箏の御所作あら

せらる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月六日 猿楽御覧あり。

三月二十二日 御学問所に於て舞御覧あり。

三月二十七日 東照宮奉幣使を發遣せらる。先づ日時定を行はる。

四月十三日 賀茂祭を行はる。昼御座に出御。御拝あらせらる。

五月三日 内々、猿楽御覧あり。

七月十六日 清涼殿南庭に出御。如意嶽の大文字を御覧あらせ

らる。

八月四日 春日社造替木造始、仮殿遷宮等の日時定を行はる。

八月八日 上丁に依り、御講釈を行はる。御聴聞あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣の發遣の儀あり。南殿に出御。御拝あらせらる。

九月二十七日 内侍所臨時御神楽を行はる。

十月二十二日 盛化門院の御入棺に依り、天下触穢なり。

十一月九日 後桃園天皇の五回聖忌により、般舟三昧院に於て

御経供養を行はる。

十一月十三日 盛化門院遺令奏並に警固固関の事あり。又、是

日より五箇日間の廢朝仰せ出さる。

十一月十五日 盛化門院の初七日忌に依り、般舟三昧院に於て

御経供養を、泉涌寺に於て法用光明三昧を行はる。

十一月十七日 盛化門院の二七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。是夜、倚廬に渡御、錫紵を著御あらせらる。

十一月二十一日 盛化門院の三七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十一月二十三日 盛化門院の四七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十一月二十五日 盛化門院の五七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十一月二十七日 盛化門院の六七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十一月二十九日 倚廬殿より本殿に還御あらせられ、錫紵を脱し給ふ。開闔解陣の事あり。

是日 盛化門院の尽七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御仏事御経供養を、泉涌寺に於て法用理趣三昧を行はる。

十二月一日 音楽警蹕宣下並に吉書御覽あり。

十二月二日 御精進解あり。

十二月十九日 前内大臣広幡前豊の薨去に依り、是日より三箇日間、廢朝仰せ出さる。

天明四年

正月一日 四方拜、御座を設るも、出御あらせられず。大床子

御膳を供す。出御あらせられず。元日節会を停め、平座を行はる。諒闇に依りてなり。

正月八日 紫宸殿に於て後七日御修法を、理性院に於て太元帥法を修せらる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十五日 三毬打あり。

正月二十日 泉涌寺に於て盛化門院御石塔供養を行はる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十三日 盛化門院の百箇日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

二月十一日 春日祭を行はる。

二月二十二日 後西天皇の百回聖忌に依り、昨今兩日に互り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

三月一日 御有卦入の御祝を行はる。

三月十日 大学の御講釈あり。

三月二十七日 日光東照宮奉幣使を發遣せらる。先づ日時定を行はる。

四月十三日 賀茂祭を行はる。

六月十四日 是日より論語古註を講ぜしめらる。

六月三十日 内侍所前庭に於て清祓を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。

十月十二日 盛化門院の一周忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て於法事を行はる。

十月十三日 諒闇竟大祓日時定を行はる。

十月十五日 山科忠言、劍璽御覆を調進す。

十月十六日 諒闇竟大祓を行はる。御禊に出御あらせらる。吉

書御覽あり。

十月十七日 今明両日に互り、大床子御膳を供す。出御あらせらる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌日に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はる。

十一月十六日 新嘗御祈を行はる。

十一月二十一日 春日祭を行はる。

十二月六日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、御拝あらせらる。

十二月十八日 青綺門院御違例御祈の為、内侍所前庭に於て千反楽を行はる。

十二月二十二日 内々、猿楽御覽あり。

十二月二十九日 内侍所前庭に於て清祓を行はる。

天明五年

正月一日 四方拝、出御あらせられず。大床子御膳を供す。元

日節会を行はる。出御あらせられず。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 後七日御修法、太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十七日 舞御覽あり。先づ鶴庖丁あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

千世かけてつきせぬまつのことの葉のいやさかふべきはるはきにけり

二月四日 春日祭を行はる。

二月二十二日 詔書覆奏の儀あり。

三月十一日 和歌当座御会を行はる。

三月二十一日 准后近衛内前の薨去に依り、是日より三箇日間の廢朝を仰せ出さる。

三月二十七日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十八日 賀茂祭を行はる。出御あらせらる。

五月七日 猿楽御覽あり。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣使發遣の儀あり。南殿に出御。御拝あら

せらる。

九月二十七日 猿楽御覧あり。

十月十日 盛化門院の三回御忌に依り、是日より三箇日間、清

涼殿に於て懺法講を行はる。箏の御所作あらせらる。

十一月二日 春日祭を行はる。

十一月五日 後桃園天皇の七回聖忌に依り、是日より五箇日

間、禁中に於て懺法講を行はる。箏の御所作あらせら

る。九日、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十一月二十一日 新嘗御祈を行はる。

十二月十九日 内侍所臨時御神楽を行はる。内侍所に出御、御

拝あらせらる。

十二月二十七日 内々、能御覧あり。

天明六年

正月一日 四方拜、御座を設くるも、出御あらせられず。元日

節会を停めらる。日蝕によりてなり。

正月二日 大床子御膳を供す。是日、元日節会を行はる。出御

あらせられず。

正月五日 清涼殿に於て千秋万歳を御覧あらせらる。御徳日に

依り、披露始を行はれず。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせられず。

正月八日 真言院代に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て

太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。是日、披露始を追行せらる。

正月十一日 神宮奏事始あり。議定所に出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十七日 鶴庖丁あり。次に舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始あり。議定所に出御あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

のどけしなあさなあさなにたちそふる霞のいろもにほふ山ま

ゆ

二月十日 春日祭を行はる。

二月二十八日 御楽始を行はる。

三月十一日 中御門天皇の五十回聖忌に依り、般舟三昧院並に

泉涌寺に於て御仏事を行はる。

三月十五日 春日社、若宮社等の正遷宮日時定を行はる。

三月二十四日 梅宮社正遷宮日時定を行はる。

四月二十四日 賀茂祭を行はる。

四月二十八日 和歌当座御会を行はる。

五月十九日 御笛始を行はる。小御所に出御。御所作あらせら

る。

五月二十八日 内々、能御覧あり。

六月一日 和歌当座御会を行はる。

六月十七日 昨夜、月蝕に依り御月見の賀を停められ、是日、

内祝の儀を行はる。

八月十一日 舞楽御覧あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。南殿に出御。御拝あらせらる。

九月十三日 征夷大將軍徳川家治の薨由を奏す。仍つて是日より五箇日間の廢朝仰せ出さる。

九月二十二日 故征夷大將軍右大臣正二位徳川家治に太政大臣正一位を贈らる。

九月二十五日 武家使六角伊予守、参内して、徳川家治に贈官位の御礼として白金五千兩を進献す。

九月二十八日 和歌当座御会を行はる。

十月七日 征夷大將軍徳川家治の薨去により、贈經使前内大臣西園寺賞季を差遣せらる。

十月十日 盛化門院の御忌日に依り、般舟三昧院並に於て御仏事を行はる。

十月二十二日 大徳寺大燈国師の四百五十年忌に依り、勅して、円満浄光と加号を賜ふ。

閏十月二十八日 和歌当座御会を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。出御あらせらる。朔旦冬至、旬の儀を再興せらる。

十一月二日 春日祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌日に依り、般舟三昧院に於て御經供養を行はる。

十一月十三日 神祇官に於て新嘗祭卜定を行はる。行幸あらせられず。

十一月二十一日 新嘗祭を行はる。出御あらせられず。

十一月二十二日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。恩赦の事あり。

十二月十日 管絃御会を行はる。出御あらせらる。

十二月十六日 御講書始あり。伏原宣条、侍講に候す。

十二月二十四日 月次和歌御会を行はる。

十二月二十八日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、御拝あらせらる。

天明七年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。当年より元日之を供せず、二日と為す。

正月五日 清涼殿に於て千秋万歳を御覧あらせらる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 小御所に於て後七日御修法を理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

- 正月十一日 神宮奏事始を行はる。議定所に出御あらせらる。
- 正月十五日 御吉書三毬打を行はる。
- 正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。
- 正月十七日 舞御覽あり。出御あらせらる。
- 正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。出御あらせらる。
- 正月二十四日 和歌御会節会を行はる。出御あらせらる。
- 正月二十七日 南殿階下の桜樹を植改めしむ。
- 二月二十一日 春日祭を行はる。
- 三月一日 関白九条尚実を罷め、左大臣鷹司輔平を関白と為す。
- 三月六日 徳川家斉を征夷大將軍、内大臣に任ず。
- 三月二十二日 御樂始を行はる。笛の御所作あらせらる。
- 三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。
- 四月四日 来七日より臨時御祈禱の為、伊勢両宮に御使を發遣せらる。
- 四月二十四日 賀茂祭を行はる。
- 四月二十八日 大嘗会郡卜定を行はる。悠紀は近江国滋賀郡、主基は丹波国氷上郡なり。
- 五月二十六日 大嘗会行事所始日時定を行はる。是日、任大臣宣下あり。右大臣一条輝良を左大臣に、内大臣近衛経熙を右大臣に、權大納言大炊御門家孝を内大臣に任ず。
- 六月十四日 内侍所仮殿木造始を行はる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。
- 六月二十日 不予に互らせらる。
- 八月十五日 石清水放生会を行はる。
- 八月二十七日 不予御平癒に依り、御床払の儀を行はる。
- 九月五日 帛御服、御祭服已下の色目を治定せらる。
- 九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせられず。
- 九月十八日 拔穂使、悠紀、主基両国に出發す。今度、再興せらるる所なり。二十九日、行事所に帰著す。
- 九月二十三日 昨二十二日、准后九条尚実、薨ず。仍つて是日より三箇日間、廢朝仰せ出さる。
- 九月三十日 荒見川祓を行はる。
- 十月九日 来月九日、後桃園天皇の聖忌日なるも、大嘗会御神事に依り、日次を引上げ、是日、般舟三昧院に於て御供養を行はる。
- 十月二十四日 大嘗会を行はるべきに依り、御祈禱として伊勢両宮、多賀社、熱田社、春日社等に御使を遣さる。
- 十月三十日 大嘗会御禊を行はる。昼御座に出御あらせらる。
- 十一月一日 忌火御膳を供す。是日、大嘗宮造立始あり。又、大嘗会御屏風本文並に風俗御屏風等の和歌の奏進あり。
- 十一月五日 大嘗会由奉幣使を伊勢神宮、石清水、賀茂両社に

発遣せらる。先づ日時定、使定の儀あり。南殿に出御、御拝あらせらる。

十一月八日 春日祭を行はる。是日、神祇官代に於て小忌卜定あり。

十一月十三日 大嘗会御行事御伝授として、後桜町上皇、禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十三日 大嘗会御行事の御習礼あり。

十一月二十七日 大嘗祭を行はる。廻立殿に行幸、御浴あらせられ祭服を著御、悠紀殿に出御、神饌供進あらせらる。次に主基殿の儀之に同じ。竟りて廻立殿より本殿に還幸あらせらる。

十一月二十八日 解斎御粥を供す。辰日節会を行はる。出御あらせられ、悠紀帳の儀竟りて入御あらせらる。次に主基帳の儀あり。出御あらせられず。

十一月二十九日 巳日節会を行はる。出御あらせられ、悠紀帳の儀竟りて入御、次に主基帳の儀あり。出御あらせらる。次に清暑堂御神楽を行はる。出御あらせらる。

十二月一日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月七日 大嘗会御調度を御覧あらせらる。

十二月十六日 御講釈始あり。又、今年御厄年に当らせらるるに依り、七観音に御撫物を納め、祈禳せしめらる。

十二月十八日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。

天明八年

正月一日 四方拜、雨に依り、御座を長階絶間に設けて御拝あらせらる。小朝拜。雨に依り、延引せらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。小朝拜を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせられず。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。議定所に出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十七日 舞御覧あり。出御あらせらる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。議定所に出御あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

幾重にかとちしこほりのとくるより池のこゝろも春になり行

正月三十日 暁、建仁寺前椽辻子より失火、洛中、大火と為る。仍つて鳳輦に御して南門を出でさせられ、難を賀茂御祖社に避け給ひ、更に聖護院宮に行幸あらせらる。暫く此所を以て仮皇居と為す。内侍所も亦渡御あらせらる。丑刻許、内裏仙洞等、炎上す。

(※注 天明の大火)

二月三日 春日祭を延引す。火災に依りてなり。

二月四日 禁裏炎上に依り、鳴物停止を仰せ出さる。

二月十五日 春日祭、再び延引す。

二月十七日 洛中回祿、内裏炎上に依り、七社七寺をして天下

泰平、玉体安穩、宝祚長久を祈らしめらる。

二月二十四日 内侍所仮殿木造始日時定あり。

二月二十五日 是より先、二十二日、発熱あらせられ、今夕、

疱瘡と御治定あり。是日、七社七寺に御疱瘡平穩の御

祈祷を行はしめらる。

二月二十七日 内侍所仮殿木造始を行はる。是日、春日祭。社

家に附せらる。

三月十三日 御酒湯を行はせらる。

三月十六日 再び御酒湯あらせらる。

三月十九日 三度、御酒湯あらせらる。

三月二十二日 幕府、松平越中守定信に禁裏御所修築の事を命

ず。

三月二十三日 日光東照宮奉幣發遣日時定、次に内侍所地曳礎

を行はる。

三月二十五日 公遵親王の薨去に依り、是日より三箇日間の廢

朝仰せ出さる。

是日 前権大納言中山愛親、同広橋伊光、権中納言勸修寺経逸

を造内裏御用懸に、権中納言日野資矩、前参議堤榮

長、高丘紹季を造内裏奉行に任ず。

三月二十八日 御眉拭の儀あり。

三月三十日 内侍所仮殿立柱を行はる。

四月十一日 准三宮忠誉親王の薨去に依り、是日より三箇日間

の廢朝仰せ出さる。

四月十七日 賀茂祭、社家に附せらる。去正月、内裏炎上に依

りてなり。

四月十九日 内侍所仮殿上棟日時定並に内侍所仮殿渡御日時定

を行はる。

五月十一日 是夜、内侍所仮殿渡御を行はる。渡御に際し、御

小座敷代東庭に下御あらせらる。

五月二十二日 是日より聖護院の便宜の所を以て清涼殿代と為

し、昼御座已下の御帳代を設けらる。

六月六日 是日より内侍所三箇夜臨時御神樂を行はる。三箇夜

に互り出御あらせらる。

七月十日 内宮別宮滝原宮、並宮、伊雜宮の造替。山口祭木造

始、地曳、立柱、上棟日時定を行はる。

七月二十一日 尊峰親王の薨去に依り、是日より三箇日間の廢

朝仰せ出さる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月一日 内宮別宮滝原宮、並宮及び伊雜宮の正遷宮日時定を

行はる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。出御。御拝あらせらる。
十月十日 是日より興福寺維摩会を行はる。

十月十二日 盛化門院正忌日に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十一月二日 春日祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌により、般舟三昧院に於て御法

事御経供養を行はる。

十一月二十一日 新嘗御祈を御はる。

十二月四日 皇大神宮、豊受大神宮造替地曳日時定を行はる。

十二月十日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。

十二月十七日 年号勘者宣下あり。

天明九年

正月一日 四方拝、出御あらせらる。仮皇居に依り、元日節会を停めらる。

正月五日 披露始あり。

正月七日 内裏炎上に依り、白馬節会を停めらる。千秋万歳御

覧あり。

正月八日 当時灌頂院に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。議定所に出御、御拝あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を停む。

正月十七日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始あり。出御、御拝あらせらる。

正月二十二日 年号勘文並に国解奏聞の儀あり。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。

正月二十五日 改元定あり。寛政と改元す。

寛政元年（一八七九）

正月二十八日 改元詔書覆奏あり。

正月三十日 国解並に定文奏聞の儀あり。

二月二十一日 春日祭を追行せらる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月七日 光照院尊乘女王、薨す。仍つて是日より三箇日の廢

朝仰せ出さる。

三月十九日 興福寺維摩会を行はる。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十一日 伊勢両宮造替、立柱、上棟日時定を行はる。

四月二十三日 賀茂祭を行はる。

五月十一日 内宮別宮荒祭宮、月読宮、伊弉諾宮、風日祈宮、

外宮別宮高宮、土宮、月読宮、風宮等の造替、山口祭、木造始、地曳、立柱、上棟等の日時定を行はる。

五月二十二日 権大納言鷹司政熙を内大臣に任ず。

六月三日 七社七寺に於て七箇日間、降雨御祈を行はる。

六月六日 伊勢両宮心御柱正遷宮日時定を行はる。

閏六月二十一日 造内裏木造日時定を行はる。

七月四日 造内裏木作始を行はる。

七月二十八日 造内裏礎、立柱日時定を行はる。

八月十三日 造内裏礎、立柱を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十七日 皇大神宮心御柱を立てらる。

八月二十四日 豊受大神宮心御柱を立てらう。

八月二十六日 伊勢神宮造替に依り、一社奉幣使を發遣せらる。

九月一日 皇大神宮造替正遷宮の儀を行はるに依り、清涼殿東庭に下御、御拝あらせらる。

九月四日 豊受大神宮造替正遷宮の儀を行はるに依り、清涼殿東庭に下御、御拝あらせらる。

九月五日 開明門院の病に依り、内侍所に於て千反樂を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。石灰壇代に於て御拝あらせらる。

九月二十二日 開明門院の薨去に依り、是日より三箇日間の廢朝を仰せ出さる。

十月十日 来十日、盛化門院の七回御忌に依り、是日より三箇日間、禁裏に於て懺悔講を行はれ、連日、出御あらせ

らる。般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十一月二日 春日祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌により、般舟三昧院並に泉涌寺

於て御経供養を行はる。

十一月二十一日 新嘗御祈を行はる。

十二月十日 内侍所臨時御神樂を行はる。内侍所に出御、御拝あらせらる。

寛政二年

正月一日 四方拝、出御あらせらる。仮皇居に依り、小朝拝、

元日節会等を停めらる。

正月五日 披露始あり。

正月七日 白馬節会を停めらる。

正月八日 東寺灌頂院に於て後七日御修法を、理性院に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。議定所代に出御、御拝あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。清涼殿代に出御、御製あ

近く見る野辺よりをちの峰かけてかすかにはるの色そへたてぬ

正月二十九日 青綺門院《藤原舎子》の崩御に依り、触穢仰せ

出さる。

二月十一日 青綺門院の入棺の儀を行はるるに依り、触穢仰せ

出さる。

二月二十一日 春日祭、禁中触穢に依り、社家に附せらる。

二月二十二日 青綺門院の遺令奏並に警固固閑の事あり。是日

より五箇日間の廃朝仰せ出さる。

二月二十五日 青綺門院の初七日に依り、般舟三昧院に於て御

経供養を、泉涌寺に於て光明三昧を行はる。

二月二十七日 開閑解陣、音楽警蹕、吉書御覧あり。出御あら

せらる。是日、青綺門院の二七日に依り、般舟三昧院

並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

二月二十九日 青綺門院の三七日御忌に依り、般舟三昧院並に

泉涌寺に於て御法事を行はる。是日、宸筆大般若心経

一卷を泉涌寺に納めらる。

三月二日 青綺門院の四七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌

寺に於て御法事を行はる。

三月七日 青綺門院の六七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌

寺に於て御法事を行

三月十日 青綺門院尽七日御忌に依り、般舟三昧院に於て御供

養を、泉涌寺に於て理趣三昧を行はる。

三月二十三日 触穢竟り、清祓を行はる。

是日 近年、群臣より庶民に至るまで困窮し、且、関東、頃日

繁務に依り、厚き御憐愍を以て、三箇年間、万端省略

の儀を仰せ出さる。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月八日 勅して、雲竜和尚に大円光覺禪師と追諡せらる。

四月二十三日 賀茂祭を行はる。

五月四日 泉涌寺に於て青綺門院御塔供養御法事を行はる。

五月九日 青綺門院の百箇日に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に

於て御法事を行はる。

六月三十日 内侍所西庭に於て清祓を行はる。

七月十三日 内宮別宮荒祭宮、月読宮、伊弉諾宮、風日折宮並

に外宮別宮、高宮、土宮、月読宮、風宮等正遷宮日時

定を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十二日 新造内裏上棟日定を行はる。

八月二十六日 新造内裏上棟を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。御拝あらせらる。

九月十九日 新内裏障子簡等本文已下の筆者を仰せ出さる。

九月二十二日 開明門院の一周忌に依り、般舟三昧院に於て御

法事を行はる。

九月二十六日 是日より七箇日間、新造内裏に於て安鎮法を行

はる。

十月七日 新内裏南階の桜を栽う。

十月九日 四条天皇五百五十回の聖忌に依り、泉涌寺に於て御法事を行はる。

十月十五日 新造内裏の地鎮祭を行はる。

十一月四日 新造内裏還幸、内侍所渡御、被立御帳台並に御装束始、被置版意位等の日時定を行はる。

十一月五日 皇居造営竣功に依り、是日、所司代より移管あり。

十一月八日 春日祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はる。

十一月十二日 遷幸前御祈禱御使を伊勢兩宮、多賀、熱田、玉津島、住吉等の各社及び南都の諸寺に發遣せらる。

十一月十四日 新造内裏御装束始を行はる。

十一月十五日 新嘗御祈を行はる。

是日 天曹地府祭都状を上らる。

十一月十八日 新内裏大殿祭を行はる。

十一月二十二日 聖護院飯皇居より新造内裏に徙らせ給ふ。内侍所同じく渡御あらせらる。是夜、内侍所に親謁し給ふ。

給ふ。

十一月二十三日 是日より三箇日間、大床子御膳を供す。

十二月一日 是日より三箇夜、内侍所御神樂を行はる。連夜、

出御、御拜あらせらる。

十二月二十一日 新宮旬の儀を行はる。今度、御再興せらるる所なり。

十二月二十五日 内侍所臨時御神樂を行はる。出御、御拜あらせらる。次に笛の御所作あらせらる。

十二月二十八日 聖作五言古詩を將軍徳川家齊に賜ふ。新宮工成るを以てなり。又頃日、和歌の御製あらせらる。

身のかひは何いのるらむ朝な夕な民やすかれと思うばかりぞ殿つくりみがきたてたる嬉しさの心を見するやまと言の葉

十二月三十日 内侍所の西庭に於て清祓を行はる。

寛政三年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。小朝拜、元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせられず。

正月五日 千秋万歳を御覧あらせらる。又、披露始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。石灰壇に出御、御拜あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十七日 是夜、小御所東庭に於て吉書奏、三毬打を行はる。

正月十九日 南殿に於て舞御覽あり。是より先、小御所東庭に於て鶴庖丁を行はる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。石灰壇に出御、御拝あらせらる。

是日 炎上後、仮皇居たりし故を以て聖護院宮に、御書棚、朗

詠集、判金等を賜ふ。

正月二十四日 公宴和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

正月二十九日 青綺門院の一周忌に依り、般舟三昧院並に泉涌

寺に於て御法事を行はる。

二月二日 上丁に依り、小御所に於て御講釈を行はる。

二月三日 春日祭を行はる。

二月四日 新造内裏遷幸の賀儀として徳川三家等より使を以て

各太刀馬代を進献す。

二月二十一日 春日祭を行はる。

三月十三日 後白河法皇の六百回聖忌に依り、妙法院於て曼陀

羅供を行はる。

三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定めを行はる。

三月二十八日 御樂始を行はる。

四月十七日 賀茂祭を行はる。出御あらせらる。

四月二十二日 是日より七箇日間、七社七寺に於て天下泰平、

国家静穩、玉体安全、五穀豊饒、万民娛樂の御祈を行はる。

五月六日 方遠として別殿小御所に出御あらせらる。

六月二日 皇子礼仁親王の薨去に依り、是日より三箇日間、廢

朝仰せ出さる。

六月三十日 内侍所西庭に於て清祓を行はる。

七月七日 七夕和歌御会を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十日 関白鷹司輔平を罷め、左大臣一条輝良を、関白氏

長者と為す。

九月二日 神嘉殿木造始を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。

九月十三日 清涼殿に出御、明月を御覽あらせらる。

九月十五日 夜、別殿に出御あらせらる。

九月十八日 常陸水戸太高寺深如に上人号を賜ふ。

九月二十一日 開明門院の三回御忌に依り、般舟三昧院に於て

御法事を行はる。

十月五日 後桃園天皇の十三回聖忌を引上げ、是日より五箇日

間、清涼殿に於て御懺法講を行はる。

十月十二日 盛化門院の正忌に依り、般舟三昧院に於て御法事

を行はる。

十一月一日 春日祭を行はる。

十一月三日 神嘉殿上棟式を行はる。

十一月十二日 神嘉殿代竣成に就き、是日、移管あり。

十一月二十日 新嘗祭を行はる。新造神嘉殿に出御あらせらる。

十一月二十一日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十一月二十八日 左大臣一条輝良、右大臣近衛経熙等を罷め、内大臣鷹司政熙を左大臣に、権大納言二条治孝を右大臣に、権大納言久我信通を内大臣に任ず。

十二月十六日 内侍所臨時御神樂を行はる。出御、御拝あらせらる。竟つて笛の御所作あらせらる。

寛政四年

正月一日 四方拝を行はる。出御、御拝あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。小朝拝を行はる。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月五日 披露始あり。

正月六日 内大臣久我信通を罷め、大炊御門家孝を内大臣に還任す。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。是日、千秋万歳を御覧あら

せらる。

正月十四日 内大臣大炊御門家孝を罷め、西園寺賞季を内大臣に還任す。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覧あらせらる。又、鶴庖丁あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月二十四日 公宴和歌御会を行はる。御製あらせらる。

正月二十九日 青綺門院の三回御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

二月四日 当座和歌御会始を行はる。

二月六日 内大臣西園寺賞季を罷め、権大納言一条忠良を内大臣に任ず。

二月二十一日 春日祭を行はる。

閏二月十四日 御樂始を行はる。

三月三日 鬪鶏を行はる。

三月十日 月次御樂を行はる。

三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十七日 賀茂祭を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。南殿に出御、御拝あらせらる。

九月十三日 清涼殿に出御、明月を御覧あらせらる。

十一月一日 春日祭を行はる。

十一月二十二日 新嘗祭を行はる。神嘉殿に出御あらせらる。

十一月二十一日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月十三日 内侍所臨時御神楽を行はる。御拝竟つて和琴の

御所作あらせらる。

十二月十六日 大曲御伝授あり。備中介山井景貫、之を授け奉る。

寛政五年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせられず。

正月五日 千秋万歳を御覧あらせらる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 後七日御修法を並に太元帥法を行はる。十四日、両

法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十九日 南庭に於て舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 公宴和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

くさきもはるぞとしるやあまつ空てらす日影ののどかなる

より

二月四日 上丁御講釈あり。

二月六日 当座和歌御会始を行はる。披講を行はれず。

三月二十五日 日光東照宮奉幣発遣日時定を行はる。

四月十六日 小御所に於て内侍所御擲を行はる。

四月十七日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、笛の御所作あらせらる。

四月二十日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。

四月二十三日 賀茂祭を行はる。

四月二十四日 是より先、刑部卿徳川治国、薨す。仍つ是日、

内々、物音を停めらる。

五月九日 皇女寿賀宮、薨す。仍つて是日より三箇日間、物音を

停めらる。

七月一日 是より先、六月二十四日、征夷大將軍徳川家斉の男

竹千代、逝去す。仍つて是日より三箇日間、物音を停

めらる。

是日 閑院宮より宇多天皇御所持の笛を献上せらる。仍つて是

日、此御笛を以て御所作あらせらる。

七月七日、七夕和歌御会を行はる。

七月十七日 天曹地府祭の都状を進献せらる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十八日 延暦寺勸楽会あり。勅使を差遣せらる。

是日 御樂始を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。

十月三日 玄猪の儀あり。

十月十二日 盛化門院の正忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十月二十九日 後桃園天皇の内々の聖忌に依り、般舟三昧院に於て施餓鬼を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。出御あらせらる。

十一月六日 神祇官代に於て小忌卜定を行はる。又、豊明節会

御点あり。

十一月七日 春日祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経

供養を行はる。

十一月十四日 新嘗祭を行はる。

十一月十五日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月二日 内侍所臨時御神楽を行はる。御風氣に依り、出御

あらせられず。

十二月五日 来七日、後桜町上皇より天仁遠波御伝授あらせら

るに依り、無異御終了の御祈を、是日より三箇日

間、内侍所に於て行はる。

十二月九日 一乘院尊映親王、薨す。仍つて是日より三箇日間

の廢朝仰せ出さる。

十二月二十九日 清祓を行はる。

寛政六年

正月一日 四方拜、元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせらる。

正月五日 披露始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 紫宸殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太

元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始あり。小御所に出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十九日 鶴庖丁あり。次に舞御覽あり。

正月二十一日 賀茂奏事始あり。

正月二十四日 公宴和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

かは竹のながれてたえぬ言のはの世々のさかへを見どりなる

陰

二月二日 春日祭を行はる。

二月二十五日 聖廟御法楽あり。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月一日 日光東照宮奉幣を發遣せらる。

四月四日 御樂始を行はる。箏の御所作あらせらる。

四月十六日 賀茂祭を行はる。

六月三十日 清祓あり。

七月六日 一品典仁親王の病に依り、内侍所に於て千反樂を行はる。

七月七日 一品典仁親王、薨す。仍つて六日より五箇日間の廢

朝仰せ出さる。是日、七夕御会を延引す。

七月十二日 故典仁親王の入棺の儀を行ふに依り、禁中、仙洞、女院、中宮悉く触穢仰せ出さる。

七月二十日 桃園天皇の三十三回御忌に依り、是日より二箇日間、泉涌寺並に般舟三昧院に於て御法事を行はる。

七月二十一日 蘆山寺に於て御父典仁親王の葬儀あり。是日より十三箇日間、錫紵を著御あらせらる。

八月二十四日 典仁親王の初七日忌に依り、蘆山寺に於て御法事を行はる。

八月二日 典仁親王の四七日に依り、蘆山寺に於て御法事を行はる。

八月四日 是夜、錫紵を脱御あらせらる。又、御禊吉書御覽あり。

八月九日 典仁親王の七七日忌に依り、蘆山寺に於て御法事を行はる。

八月十日 是日より御魚味を供す。

八月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。

八月十五日 石清水放生会を追行せらる。触穢に依り延引せし

所なり。

十月九日 御心喪中に依り、玄猪の儀を行はれず。

十月十二日 盛化門院の忌日に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十一月九日 般舟三昧院に於て御經供養を行はる。

十一月十九日 御心喪中に依り、新嘗祭を行はれず。吉田家に於て新嘗御祈を行はる。

十一月二十四日 春日祭を行はる。

閏十一月二十三日 新造内裏紫宸殿の賢聖障子の本文を張上げらる。書博士岡本保孝、之を書す。

十二月三十日 清祓あり。

寛政七年

正月一日 四方拜、御座を設くるも、出御あらせられず。御心喪中に依りてなり。大床子御膳を供す。元日節会を行はれず。

正月五日 千秋万歳並に猿引御覽を停む。御心喪中に依りてなり。是日、披露始を行はる。

正月七日 白馬を御覽あらせらる。但、御心喪中に依り、節会を行はれず。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

- 正月十一日 神宮奏事始を行はる。小御所東廂御座に出御あらせらる。御心喪中に依り、御拝あらせられず。
- 正月十九日 御心喪中に依り、舞楽御覧を停めらる。
- 正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。出御あらせらる。
- 二月一日 関東使大友式部大輔、参内す。出御あらせられ、天盃を賜ふ。
- 二月二日 春日祭を行はる。
- 二月十八日 元室町通下長者町に火災あり。内裏、近きにより他処に行幸あらせられんとす。但、少時にして鎮火す。仍つて遷幸を停む。
- 三月三日 御心喪中に依り、鬪鶏を行はれず。
- 三月四日 法隆寺藏聖徳太子像参内に就き、太子像、実物等を御覧あらせらる。
- 三月十六日 松尾祭を行はる。
- 三月十九日 稲荷祭を行はる。
- 三月二十五日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。
- 四月十六日 賀茂祭を行はる。
- 六月三十日 来月六日、御父典仁親王の一周忌に依り、是日より御精進あらせらる。
- 七月七日 御心喪竟大祓日時定を行はる。是日、七夕御会延引す。
- 七月十日 建礼門に於て御心喪竟大祓を行はる。次に御禊の儀あり。大床子御膳を供す。夜に入り吉書御覧あり。
- 八月十五日 石清水放生会を行はる。
- 八月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。
- すみなれていく万代をちぎるらむわがこ、の重のにはの登茂鶴
- 九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。
- 九月十三日 清涼殿に出御。観月あらせらる。是日、前内大臣久我信通、薨ず。仍つて是夜より三箇日間の廢朝仰せ出さる。
- 九月二十一日 開明門院の七回忌に依り、般舟三昧院に於て速御御法事を行はる。
- 九月二十八日 小御所に出御、管絃を聴かせらる。
- 十月五日 後桃園天皇の十七回聖忌に依り、是日より五箇日間、清涼殿に於て御懺法講を行はる。出御あらせらる。
- 十月十日 明正天皇の百回聖忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。是日、又、盛化門院の十三回忌に依り、禁裏に於て三箇日間、御懺法講を行はる。出御あらせらる。
- 十月十四日 前関白従一位一条輝良、薨ず。仍つて是日より三箇日間の廢朝仰せ出さる。是日、左大臣鷹司正熙、氏長者と為り、内覽宣旨を賜はる。

十月二十一日 玄猪の儀あり。

十一月一日 忌火御飯を供す。是日、春日祭を行はる。御禊あり。

十一月七日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月十六日 左大臣鷹司正熙を閔白と為し、隨身兵仗等の宣下あり。

十一月二十日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月二十一日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十一月二十八日 内侍所に於て五常楽千反を奏せしめらる。恭

礼門院の御病に依りてなり。

十二月十三日 是より先、十一月三十日、恭礼門院、崩御あら

せらる。是日、内裏触穢なり。

十二月二十五日 恭礼門院の遺令奏並に警固固閑の事あり。

又、是日より五箇日間の廢朝仰せ出さる。

十二月三十日 開閑解陣、音楽警蹕、吉書御覽等あり。

寛政八年

正月一日 四方拜、御座を設くるも、出御あらせられず。大床

子御膳を供す。小朝拜、元日節会を行はれず。

正月八日 触穢中に依り、太元帥法、並に後七日御修法を行はれず。

二月四日 披露始を行はる。

二月七日 神宮奏事始、賀茂奏事始を行はる。

二月八日 春日祭を行はる。

二月十日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。十六日、後七日御修法結願に依り、小御所に出御あらせらる。

二月十一日 中丁講釈を行はる。出御あらせらる。

二月二十日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、御拝あらせらる。

二月二十二日 水無瀬宮御法楽を行はる。

二月二十三日 妙心寺派南宗座元に靈聖妙徳禪師の諡号を賜

ふ。

二月二十四日 和歌御会始を行はる。小御所に出御、御製あら

せらる。

佐、良波のどかによる春の池に千年をうつつすまつの色仮名

二月二十五日 聖廟御法楽を行はる。

二月二十八日 当座和歌御会始を行はる。

三月三日 鬮鷄あり。

三月二十一日 松尾祭を行はる。

三月二十四日 稲荷祭を行はる。

三月二十七日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

三月二十八日 小御所に於て御楽始を行はる。箏の御所作あらせらる。

- 四月二十二日 賀茂祭を行はる。
- 四月二十四日 右大臣二条治孝を左大臣に、前内大臣大炊御門家孝行を右大臣に任ず。
- 四月二十七日 能書方御伝授あり。前大納言万里小路政房、之を受け奉る。
- 五月十四日 是日より一七箇日間、七社七寺に於て天下泰平、玉体安穩、宝祚長久、五穀豊饒、万民安樂の御祈禱を行はる。是日、妙心寺派滄海座元に靈光妙印禪師の諡号を賜ふ。
- 六月二十五日 聖廟御法楽を行はる。
- 六月三十日 清祓あり。
- 七月七日 七夕和歌御会を行はる。
- 八月十五日 石清水放生会を行はる。
- 九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。出御、御拝あらせらる。
- 九月十四日 後桜町上皇より三部抄の御伝授を受けさせらる。
- 九月二十五日 小御所に於て御樂を行はる。簾中に出御あらせらる。
- 九月二十六日 前内大臣西園寺賞季を右大臣に任ず。
- 十一月一日 忌火御飯を供。出御あらせらる。
- 十一月二日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。
- 十一月七日 春日祭を行はる。
- 十一月十四日 新嘗祭を行はる。
- 十一月十五日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。
- 十二月十一日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、和琴の御所作あらせらる。
- 十二月十三日 後桜町上皇より伊勢物語の御伝授を受けさせらる。
- 十二月十四日 天曹地府祭を行はせられ、都状を上りて海内昇平、百穀豊熟を祈らせらる。
- 十二月二十二日 内大臣一条忠良を右大臣に、権大納言三条実起を内大臣に任ず。
- 寛政九年**
- 正月一日 四方拜、小朝拜を行はる。出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。次に詩歌の試筆、歌書講説始、漢書説始を行はせらる。
- 正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせらる。密に飛香舎に渡御あらせられ、中宮拜礼の儀を御覧あらせらる。
- 正月四日 披露始あり。箏の弾始あらせらる。
- 正月五日 竜笛吹始、琵琶弾始を行はせらる。次に参内殿前庭に於て千秋万歳を御覧あり。是日、浴殿始を行はせらる。
- 正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。是日、節分に依り、内侍所に参詣あらせられ、次に別殿に渡御あら

せらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十日 鳳笙吹始を行はせらる。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。竟つて石灰壇に於て御拝あらせらる。

正月十三日 小御所に出御、諸礼を行はる。

正月十四日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

正月十五日 御吉書三毬打を行はる。出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覧を行はる。是より先、鶴庖丁あり。出御あらせらる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を延引せらる。

二月一日 春日祭を行はる。

二月二十九日 御厄年に依り、明朝日より春日社に御祈禱を仰せ附けらる。

三月一日 御厄年に依り、明二日より梅宮、稲荷、松尾三社に御祈禱を仰せ附けらる。

三月二日 御厄年に依り、来七日より熱田社に御祈禱を仰せ附けらる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月五日 和歌御会始を行はる。小御所に出御あらせらる。

三月七日 踏歌当座御会を行はる。

三月二十七日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。是日、任大臣宣下あり、内大臣三条実起を罷め、権大納言二条齐通を内大臣に任ず。

三月二十八日 御樂始を行はる。

三月三十日 御厄年に依り、愛宕、竹田、祇園、清荒神等に一七箇日間、御祈禱を仰せ附けらる。

四月二日 御厄年に依り、下上賀茂、平野の三社に一七箇日間、御祈禱を仰せ附けらる。

四月十五日 賀茂祭を行はる。

四月二十六日 朝餉間に出御、琵琶始あらせらる。前右大臣西園寺賞季、仰に依り、万歳楽譜を献上す。

六月十八日 当年中、古今和歌集御伝授に依り、来二十日より伊勢両宮に御祈禱を仰せ附けらる。

五月二十二日 当年中、古今和歌集御伝授に依り、来二十六日より住吉、玉津嶋の両社に御祈禱を仰せ附けらる。

七月四日 当年中、古今和歌集御伝授に依り、上下御霊、北野の三社に御祈禱を仰せ附けらる。

七月七日 七夕和歌御会を行はる。

七月十日 小座敷に於て管絃御遊を行はる。笙の御所作あらせらる。

七月十一日 和歌当座御会を行はる。御製あらせらる。

風の音におどろかれぬる一年の半もこえし初秋之空

朝戸出の袂に向ふ日の影もさする涼しき秋の立空

七月十二日 黒戸に出御あらせられ、金光明経、寿量品を誦し給ひ、念仏五千反を唱へらる。

七月十四日 笙の御所作あらせられ、又、琵琶の御所作あらせらる。

閏七月十一日 累月炎旱に依り、是日より七箇日間、七社七寺に祈雨を行はしめらる。

八月十一日 上丁に依り、講義を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十二日 来月中旬、古今和歌集御伝授に依り、下上賀

茂、平野、稲荷の四社に御祈禱を仰せ附けらる。

八月二十三日 古今和歌集御伝授御祈禱の為、内侍所臨時御神楽を行はる。

八月二十九日 来月十五日、古今和歌集御伝授に依り、来月四日より伊勢両宮、多賀社に御祈禱を仰せ附けらる。

八月三十日 来月十五日、古今和歌集御伝授に依り、七日より七箇日間、播磨明石月照寺御祈禱を仰せ附けらる。

九月十日 古今和歌集御伝授に依り、御祈禱の為、内侍所に於て千反楽を行はれ、出御あらせらる。又、春日神社に

御法楽詠歌、御撫物、黄金を進められ、明十一日、玉

体安全、歌道繁栄の御祈禱を仰せ附けらる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。出御あらせらる。

九月十五日 後桜町上皇、禁裏に御幸あらせられ、古今和歌集の御伝授あらせらる。

九月二十七日 小御所に於て古今御伝授竟宴和歌御会を行はる。出御、御製あらせらる。

十月十一日 盛化門院の御忌により、今明日、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十月十七日 小御所に於て管絃御遊を行はる。琵琶の御所作あらせらる。

十月十九日 宝曆甲戌曆錯誤あるに依り、改曆宣下あり。次に条事定並に曆号定を行はる。

十月二十日 国解定文奏聞あり。

十月二十二日 詔書履奏を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。出御あらせらる。

十一月五日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月七日 春日祭を行はる。

十一月八日 梅宮祭を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十一月十三日 神祇伯白川資延第に於て鎮魂祭の儀を行はる。

十一月十四日 新嘗祭を行はる。

十一月十五日 豊明節会を行はる。

十一月十九日 吉田祭を行はる。

十一月二十四日 月次和歌御会を行はる。

十一月二十五日 聖廟御法楽和歌御会を行はる。内々、出御あらせらる。

十一月二十六日 小御所に於て月次御楽を行はる。出御、笛の

御所作あらせらる。是日、住吉、玉津嶋両社法楽和歌御会を行はる。

十一月三十日 恭礼門院の三回忌に依り、般舟三昧院並に泉涌

寺に於て御法事を行はる。

十二月五日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。和

琴の御所作あり。

十二月十日 来十六日、一事御伝授に依り、明十一日より石清

水、北野、上下御霊に御祈祷を仰せ附けらる。

十二月十五日 林丘寺元敵女王の薨去に依り、今夜より三箇日

間、物音を停めらる。

十二月二十二日 後桜町上皇より和歌一事の御伝授を受けさせらる。

寛政十年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。次に柿本社神影

を拝し給ひ、次に御書始、御読書始あらせらる。次に

拝礼あり。左大臣二条治孝已下に謁を賜ふ。次に朝餉

間に出御、御齒固の儀あり。次に外任奏あり。是日、

元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせらる。是日、中宮欣子内親王、年始に依り、参内あらせらる。

正月四日 竜笛の御所作始あらせらる。

正月五日 叙位披露始を行はる。是日、新年詠草始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 紫宸殿に於て後七日御修法を行はる。杲助僧都、自

坊に於て太元帥法を修す。十四日、両法結願なり。

正月十日 始めて中宮御所に渡御あらせらる。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。小御所東廂座に出御あらせ

らる。竟つて石灰壇代に於て御拝あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。小御所に出御あらせられ、謁を賜

ふ、小座敷に於て当座和歌御会始あり。

正月十四日 千秋万歳御覧の儀を追行せらる。

正月十五日 御吉書三毬打を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十八日 小御所前庭に於て三毬打を行はる。小座敷に於て

管絃の御遊あり。笙、箏の御所作あらせらる。

正月十九日 小御所に於て鶴庖丁の儀あり。其後、南殿の前庭

に於て舞樂あり。御覽あらせらる。

正月二十日 小座敷に於て和歌当座御会を行はる。是日、小御所に出御あらせられ、恵信前大僧正已下に謁を賜ふ。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。石灰壇に於て御拝あらせらる。

正月二十二日 小座敷に於て水無瀬宮法楽和歌読上あり。管絃の御遊あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。小御所に出御、御製あらせらる。

おさまれる千里の春のたのしさもねにあらはして来鳴うぐひす

正月二十五日 常御所に於て独吟聖廟法楽を行はる。又、小座敷に於て同法楽和歌の読上あり。

正月二十六日 管絃の御遊あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

正月二十七日 微恙に涉らせらる。是日、小御所に於て当座和歌御会始を行はる。出御あらせられず。

二月二日 春日祭を行はる。是日、不予、平癒あらせらる。

二月三日 上丁により、小座敷に於て聖像を拝し給ふ。小御所に於て講談あり。

二月四日 管絃の御遊を行はる。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

二月六日 黒戸間に出御あらせられ、仏菩薩を拝せらる。

二月七日 管絃の御遊を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

二月十日 無染亭に於て管絃の御遊を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

二月十三日 管絃の御遊を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

二月十四日 感冒、痰喘を病ませらる。

二月十八日 不予、全癒あらせらる。是日、小座敷に於て管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。

二月十九日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

二月二十日 感冒を病ませらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮法楽和歌読上あり。

二月二十四日 月次和歌御会を行はる。

二月二十五日 小御所に於て聖廟法楽和歌読上あり。次に管絃の御遊あり。笙の御所作あらせらる。

二月二十七日 不予、平癒あらせらる。

三月一日 石灰壇に於て御拝あらせらる。常御殿に於て三社和歌御法楽あり。次に小座敷に於て管絃の御遊あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

- 三月三日 鬪鶏あり。小座敷に於て和歌当座御会を行はる。
- 三月四日 無染亭に出題、桜花を御覧あらせらる。
- 三月五日 小座敷に於て管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 三月七日 参内殿の桜花を賞せらる。
- 三月十三日 小座敷に於て管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 三月十四日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 三月十五日 内侍所に御参あらせらる。小座敷に於て当座和歌御会あり。出題あらせらる。
- 三月十六日 内侍所に御参あらせらる。和歌御法楽始あり。
- 三月十八日 小御所に於て柿本人麻呂影供を行はる。出題あらせらる。
- 三月十九日 涼所に於て管絃の御遊あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。
- 三月二十一日 小御所に於て和歌当座御会を行はる。是日、船遊を行はれ、夕、梅の間に於て牡丹花を賞せらる。
- 三月二十二日 小座敷に於て管絃の御遊を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 三月二十四日 月次和歌御会を行はる。
- 三月二十五日 聖廟法楽和歌を行はる。次に小座敷に於て管絃の御遊あり。笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 三月二十六日 小御所東廂に於て御楽始を行はる。出御、琵琶の御所作あらせらる。
- 三月二十七日 日光東照宮奉幣発遣日時定を行はる。
- 三月二十八日 小座敷に於て管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 三月三十日 石見、播磨両国の柿本社に各五十首和歌並に黄金二十両を奉納あらせらる。
- 四月一日 石灰壇に於て御拝あらせらる。当座和歌御会を行はる。
- 四月三日 客年九月の古今和歌集灌頂無異の報賽の為に是日より三箇夜、内侍所臨時御神楽を行はる。出御、御拝あらせらる。笛の御所作あらせらる。
- 四月十一日 石灰壇に於て御拝あらせられ、次に賢所に詣で給ひ、御法楽和歌を講ぜらる。
- 四月十三日 和歌当座御会を行はる。
- 四月十五日 賀茂祭を行はる。
- 四月十六日 管絃の合奏あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。
- 四月十七日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 四月十八日 石灰壇に於て御拝あらせらる。還御の後、三社御法楽あり。次に管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。

- 四月二十日 内々、和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 四月二十一日 石灰壇に於て御拝あらせられ、次に賢所に詣で給ひ、祈念あらせらる。管絃の御遊あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 四月二十二日 水無瀬宮法楽和歌の読上あり。是日、官位宣下あり。
- 四月二十三日 管絃の御遊あり。笙の御所作あらせらる。
- 四月二十四日 月次和歌御会を行はる。
- 四月二十五日 聖廟法楽和歌読上あり。和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 四月二十六日 月次管絃御遊あり。箏の御所作あらせらる。
- 四月二十七日 小御所に出御、僧侶に謁を賜ふ。夜、別殿に渡御あらせらる。
- 四月二十八日 管絃の御遊あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 四月二十九日 黒戸に渡御、金光明経、寿量品を誦せられ、名号を唱へ給ふ。
- 五月一日 石灰壇に於て御拝あらせらる。管絃の御遊あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 五月四日 管絃の合奏あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 五月五日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 五月八日 管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 五月十三日 管絃の合奏あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 五月十五日 三社法楽和歌御会あり。又、和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 五月十六日 管絃の御遊あり。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 五月十八日 小御所に於て月次管絃の御遊を行はる。笛の御所作あらせらる。
- 五月二十一日 前内大臣二条斉通の薨由を奏す。仍つて是夜より三箇日間、廢朝を仰せ出さる。
- 五月二十四日 管絃の御遊あり。笙、笛の御所作あらせらる。
- 五月二十五日 聖廟法楽和歌を行はれ、次に読上あり。
- 五月二十七日 和歌当座御会を行はる。
- 五月二十八日 月次和歌御会を行はる。次に管絃の御遊あり。笙、箏の御所作あらせらる。
- 六月二日 御祖父摩尼淨院宮の忌日に依り、黒戸に渡御、念仏を唱へ給ふ。又、楊弓の興を妙法院宮と共に行はせらる。
- 六月三日 管絃の御遊あり。笙の御所作あらせらる。
- 六月五日 管絃の御遊あり。笙、箏の御所作あらせらる。
- 六月六日 嵯峨清涼教寺の本尊釈迦牟尼仏像を参内殿に迎へて之を拜せらる。

六月七日 和歌当座御会を行はる。

六月八日 管絃の御遊あり。笙、箏の御所作あらせらる。

六月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十一日 管絃の御遊あり。笙、箏の御所作あらせらる。

六月十二日 仏光寺伝来の親鸞聖人六字名号並に後水尾、後西

両天皇の宸筆名号、親鸞伝記等を御覧あらせらる。

六月十三日 管絃の御遊あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

六月十四日 和歌当座御会を行はる。

六月十七日 管絃の御遊あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

六月十九日 管絃の御遊あり。笛の御所作あらせらる。

六月二十二日 去五月及び当月分の水無瀬宮法楽和歌の読上あり。

六月二十三日 管絃の御遊あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

六月二十四日、月次和歌御会を行はる。

六月二十五日 聖廟法楽五十首和歌の読上あり。

六月二十七日 和歌当座御会を行はる。

六月二十八日 管絃の御遊あり。箏の御所作あらせらる。

六月二十九日 六月祓を行はる。

七月一日 小座敷に於て管絃を行はる。笙、笛、箏の御所作あら

せらる。

七月六日 自在王院宮正忌追善の為、管絃を行はる。

七月七日 七夕和歌御会を行はる。次に管絃を行はる。笙、

笛、琵琶の御所作あらせらる。

七月八日 和歌当座御会を行はる。

七月十一日 管絃の御遊を行はる。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

七月十六日 齒痛あらせらる。

七月十七日 管絃の御遊あり。

七月十八日 御霊社の神輿渡御あり。朔平門代下にて遥拝あらせらる。

七月十九日 任大臣宣下あり。権大納言徳大寺実祖を内大臣に

任ず。

七月二十日 管絃の御遊あり。笙、笛の御所作あらせらる。

七月二十二日 水無瀬宮法楽和歌の読上あり。

七月二十三日 管絃の合奏を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

七月二十四日 月次和歌御会を行はる。

七月二十五日 聖廟法楽和歌の読上あり。

七月二十六日 小御所に於て和歌当座御会を行はる。

七月二十八日 月次管絃の御遊を行はる。箏の御所作あらせらる。

- 七月二十九日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 八月四日 齒痛あらせらる。
- 八月十日 管絃の合奏あり。笙、箏、琵琶の御所作あらせらる。
- 八月十一日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 八月十二日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 八月十三日 管絃の御遊あり。笙の御所作あらせらる。
- 八月十四日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 八月十五日 石清水放生会を行はる。是夜、清涼殿に出御、觀月あらせらる。また、学問所代に於て和歌当座御会を行はる。
- 八月十六日 中丁に依り、小御所に於て講釈あり。
- 八月十八日 御霊社神幸あり。神輿を朔平門代下に於て拝せらる。
- 八月十九日 管絃の御遊あり。笙、笛の御所作あらせらる。
- 八月二十一日 管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 八月二十二日 水無瀬宮法楽和歌の読上あり。和歌当座御会を行はる。
- 八月二十四日 管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 八月二十五日 聖廟法楽和歌の読上あり。
- 八月二十八日 月次管絃御遊を行はる。箏の御所作あらせらる。
- 八月二十九日 和歌当座御会を行はる。
- 九月二日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 九月三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 九月七日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。
- 九月九日 和歌当座御会を行はる。
- 九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。南殿南廂東一間に御拝の座を設け、御拝あらせらる。竟つて内侍所に出御あらせらる。
- 九月十三日 和歌当座御会を行はる。
- 九月十四日 管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。
- 九月十五日 小座敷に於て伊勢物語を講じ給ふ。是日、三杜御法楽あり。
- 九月十六日 小御所前庭に於て後桜町上皇並に中宮欣子内親王と共に舞樂を御覽あらせらる。
- 九月二十日 前権大納言従一位日野資枝に伊勢物語を御伝授あらせらる。
- 九月二十二日 古今和歌集御伝授を無異濟ませられたる御奉賽の為、水無瀬宮奉納和歌御会を行はる。御出題、御製あらせらる。次に法楽和歌の読上あり。次に和歌当座御会を行はる。

九月二十四日 和歌当座御会を行はる。御出題あり。次に月次和歌御会を行はる。

九月二十五日 聖廟法楽和歌御会あり。次に読上あり。管絃御遊を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

九月二十八日 月次管絃御遊を行はる。箏の御所作あらせらる。

十月一日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十月二日 管絃御遊を行はる。笙、笛、琵琶の御所作あらせらる。

十月三日 涼所に於て酒宴を催し給ふ。

十月四日 管絃御遊を行はる。笙、琵琶の御所作あらせらる。

十月五日 石灰壇に於て御拝あらせらる。管絃の御遊を行はる。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

十月六日 妙法院伝来の託摩筆文殊菩薩の像を拝せらる。

十月七日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。是日、山門根本中堂入仏供養日時勘文に御爪点を賜ふ。

十月八日 御養母盛化門院の正忌速夜に依り、黒戸にあらせられ、名号三千反を唱へらる。

十月九日 御養母盛化門院の正忌に依り、黒戸に出御あらせられ、金光明経、寿量品を誦し、念仏七千反を唱へ給ふ。又、常御殿南簀子に於て盛化門院の御陵を遙拝し給ふ。是日、玄猪の儀あり。

十月十日 和歌当座御会を行はる。

十月十日 盛化門院の御正忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。又、山陵を遙拝あらせらる。

十月十三日 管絃の御遊あり。笙、笛、箏の御所作あらせらる。

十月十四日 御学問所代に於て和歌当座御会を行はる。

十月十五日 管絃の御遊あり。笙、箏の御所作あらせらる。

十月十七日 管絃の御遊あり。笙、琵琶の御所作あらせらる。

十月二十日 小御所に於て月次管絃御遊あり。箏の御所作あらせらる。

十月二十二日 水無瀬宮法楽和歌の読上あり。是夜より感冒を病ませらる。

十月二十四日 月次和歌御会を行はる。

十月二十六日 感冒平癒あらせらる。是日、和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十月二十七日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十月二十九日 後桃園天皇の奉為に、内々、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。石灰壇に於て御拝あらせらる。是日、春日祭を行はる。

十一月四日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。又、和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。是日、日吉社正遷

宮を行はる。

十一月七日 是日より、詠歌大概の読合を行はる。

十一月八日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。

十一月十日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十一月十一日 詠歌大概の読合あり。

十一月十三日 和歌当座御会を行はる。是日、吉田祭を行はる。

十一月十四日 詠歌大概の読合を行はる。

十一月十五日 賢所和歌御法楽並に三社和歌御法楽を行はる。

十一月十六日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十一月十七日 和歌当座御会を行はる。出題あらせらる。

十一月十八日 是夜より新嘗祭至齋あらせらる。

十一月二十日 中和院代に行幸、新嘗祭を行はる。

十一月二十一日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十一月二十七日 小御所に於て御楽を行はる。

十二月十三日 任大臣宣下あり。権大納言今出川実種を内大臣に任ず。

十二月十五日 内侍所臨時御神楽を行はる。

十二月二十四日 小御所に於て御楽を行はる。

寛政十一年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御

あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月五日 披露始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出題あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日の御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始あり。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出題あらせらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

彈琴もふくふえたけも新しき年のはじめのこえし良遍筒

正月二十六日 和歌当座御会を行はる。

二月八日 春日祭を行はる。

二月十日 来月七日、役小角千百年遠忌に依り、箕面山に於て

勅会を行はる。是日、勅使少納言東坊城尚長を聖護院に遣され、神変大菩薩号を賜ふ。

二月十三日 御厄年に依り、御祈祷の為、伊勢神宮並に多賀社

に御使を遣さる。

二月二十四日 月次和歌御会を行はる。

二月二十五日 聖廟法楽和歌御会を行はる。

二月二十七日 和歌当座御会を行はる。

三月七日 神変大菩薩千百年忌に依り、箕面山滝安寺に於て法

華懺法を行はる。奉行として烏丸資薫、参向す。

三月十六日 任大臣宣下あり。権大納言近衛基前を内大臣に任ず。

三月十八日 御厄年に依り、賀茂下上社に御祈祷を仰せ附けらる。

三月二十四日 権中納言飛鳥井雅威に三部抄の御伝授あらせらる。是日、日光東照宮奉幣発遣日時定を行はる。

三月三十日 御楽始を行はる。

四月二十一日 賀茂祭を行はる。

四月二十三日 桜町天皇の五十回聖忌依り、仙洞御所に於て御法事を修せらる。仍つて是日、常赦を行はる。

六月二十五日 前右大臣近衛経熙、薨ず。仍つて三箇日間の廢朝、仰せ出さる。

七月十二日 桃園天皇の内々の聖忌に依り、泉涌寺に於て御法事を行はる。

是月 是より先、後桜町上皇より御消息を賜はらせらる。仍つて御返書あらせらる。

八月五日 輪王寺宮公澄親王、御暇乞の為、参内に依り、饗応として舞楽を小御所前庭に行はれ、共に御覧あらせらる。

る。

八月十一日 小御所に於て中丁御会を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十五日 小御所に於て管絃を行はる。

九月八日 菊綿を行はる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。

九月二十七日 小御所に於て管絃を行はる。

十月十日 盛化門院の十七回忌御法事の為、是日より三箇日間、禁中に於て懺法講を行はる。毎日、出御、聴聞あらせらる。

十月十一日 盛化門院の十七回忌に依り、今明両日、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十月十六日 玄猪の儀あり。

十月二十三日 小御所に於て管絃を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。次に御禊を行はる。出御あらせらる。

十一月二日 新嘗祭小忌卜定を行はる。

十一月九日 桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はる。

十一月十三日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月十四日 解斎藤御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十一月十八日 春日祭を進行せらる。

十一月二十四日 公宴月次和歌御会を行はる。

十一月二十六日 後桜町上皇の六十の算賀を行はせらる。仍つ

て上皇、内裏に御幸あらせらる。常御殿南庭に於て舞
楽の興あり。

十二月二日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。

十二月二十二日 前右大臣西園寺賞季、薨す。仍て是日より三
箇日間の廢朝、仰せ出さる。

寛政十二年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御
あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせらる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元
帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 小御所に於て和歌御会始を行はる。出御、御製
あらせらる。

蒼生をおほふ袂にあまるうれしきは国安きてふいく千々のは
る

二月一日 春日祭を行はる。

二月二十三日 皇后欣子内親王、新誕の皇子《温仁親王》と共
に参内あらせらる。

三月一日 禁中渡殿に於て桜花を御覧あらせらる。

三月二十七日 御楽始を行はる。

三月三十日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十二日 是日より先、本月四日、儲君温仁親王、薨す。仍
つて禁中触穢なり。

四月十五日 賀茂祭、社家に附せらる。禁中触穢に依りてな
り。

閏四月二十一日 触穢竟清祓を行はる。

五月三十日 小御所に於て管絃を行はる。

七月二十八日 小御所に於て管絃を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十七日 小御所に於て管絃を行はる。

八月二十六日 小御所に於て管絃を行はる。

九月三日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、笛の御所作あら
せらる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御、御拜あらせらる。

九月十三日 清涼殿に出御、月を賞せらる。

九月二十八日 小御所に於て管絃を行はる。
十月二日 玄猪の儀あり。

十月十九日 参内殿三間に於て仕舞囃子を行はる。

九月二十日 小御所に於て管絃を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。次に御禊あり。

十一月五日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経

供養を行はる。

十一月十三日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月十四日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あら

せらる。

十一月十八日 春日祭を行はる。

十二月二日 御三間、御献間の上棟を行はる。

十二月十日 正三位風早実秋に天仁遠波を御伝授あらせらる。

十二月十六日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。

笛の御所作あり。

十二月二十三日 明年の辛酉革命勘者宣下あり。

十二月二十七日 辛酉革命諸道勘文並に外記勘例等の奏聞あ

り。

是日 年号勘者宣下あり。

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御
あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月五日 改元日限、来二月五日に御治定に依り、御祈祷の

為、内侍所に御鈴、供米を献進せらる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。十四日両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覽あり。

正月二十一日 賀茂奏事始あり。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。小御所に出御、御製あら

せらる。

まぢえたるひとのこゝろの春よりや花もかすみもにほひそむ

らむ

正月二十六日 国解並に年号勘文等の奏聞あり。

正月二十七日 摂津国西成郡天満宮正遷宮日時定あり。

二月一日 春日祭を行はる。

二月二日 条事定を行はる。

二月五日 辛酉革命並に元号定あり。寛政十三年を改めて享和

元年と為す。是日、吉書御覽あり。又、恩赦宣下あ

寛政十三年

り。

享和元年（一八〇一）

二月八日 詔書覆奏の儀あり。朝餉間に出御あらせらる。

二月十三日 御樂始を行はる。

二月二十七日 成不動院宮《温仁親王》の一周忌に依り、泉涌

寺に於て御法事を行はる。是より先、連夜に御代香と

して同寺に久世通理を遣さる。

三月二日 伊勢両宮臨時奉幣發遣日時定を行はる。

三月七日 小安殿代の清祓を行はる。

三月十四日 伊勢両宮の宣命を朝餉間に於て宸書あらせらる。

是日、伊勢公卿勅使發遣の儀あり。小安殿に出御、御
拜あらせらる。是夜より二十日夜に互り、毎夜、東庭に於て御拜あらせられ、次に内侍所に出御あらせら
る。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十五日 賀茂祭を行はる。出御、使馬を御覽あらせらる。

五月八日 賀茂下上社造替木作始日時定を行はる。

五月十三日 貴布禰社造替木作始日時定を行はる。

五月十六日 河合社造替木作始日時定を行はる。

五月十八日 片岡社仮殿遷宮日時定を行はる。

五月二十日 河合社仮殿立柱上棟遷宮、御蔭社仮殿遷宮の日時

定を行はる。

五月二十二日 鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮日時定を行はる。

六月二十二日 前内大臣従一位今出川実種、薨ず。仍つて是日

より三箇日、廢朝仰せ出さる。又、三箇日間、物音を

停めらる。

七月十七日 鴨御祖社立柱上棟、別雷社仮殿立柱上棟の日時定

を行はる。

七月二十八日 貴布禰社立柱上棟日時定を行はる。

八月五日 御有卦の賀を行はる。諸臣、物を献ず。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十六日 河合社立柱上棟日時定を行はる。

八月二十六日 御有卦の賀として小御所前庭に於て舞樂御覽あ
り。出御あらせらる。九月十日 伊勢神宮に御製の和歌を奉納あらせらるるに依り、
是日、藤波季忠邸に御使を以て辛櫃を遣さる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせらる。

九月十七日 貴布禰社仮殿遷宮日時定を行はる。

九月十九日 参内殿に出御、桜花を御覽あらせらる。

九月二十一日 賀茂別雷社仮殿遷宮、正殿立柱上棟等の日時定
を行はる。

十月八日 玄猪の儀あり。

十一月一日 忌火御飯を供す。是夜御禊あり。

十一月二日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月十一日 春日祭を行はる。

十一月十八日 新嘗祭を行はる。

十一月十九日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十一月二十一日 賀茂別雷神社、片岡社、貴布禰社等の正遷宮日時定を行はる。

十一月二十三日 辛酉革命に依り、今夜より三箇夜に互り、内侍所臨時御神楽を行はれ、毎夜、出御、笛の御所作あらせらる。

是日 新宮社、太田社、若宮社、奈良社、沢田社、氏神社等の正遷宮日時定を行はる。

十一月二十六日 賀茂別雷神社正遷宮奉幣發遣使定を行はる。朝餉間に於て宣命草書御覽あり、是夜、東庭に於て御拝あらせらる。

十一月二十九日 恭礼門院の七回御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月一日 片岡社正遷宮を行はる。

十二月三日 鴨御祖社、御蔭社、河合社等の正遷宮日時定を行はる。

是日 鴨御祖社新殿立御帳台日時定、比良木社、貴布禰社、三所社等の正遷宮日時定等を行はる。

十二月五日 貴布禰社正遷宮奉幣發遣の儀あり。朝餉間に於て

宣命草清書を御覽あらせらる。是日、貴布禰奥社正遷宮を行はる。

十二月七日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、和琴の御所作あらせらる。

十二月十日 夜、鴨御祖社正遷宮を行はる。是より先、鴨御祖社正遷宮奉幣使定並に發遣あり。東庭に於て御拝あらせらる。

十二月十一日 河合社正遷宮を行はる。

十二月十三日 是日より七箇日間、南殿に於て不動法を行はる。辛酉革命御祈に依りてなり。

十二月十五日 三間に於て和歌御会を行はる。

十二月十六日 是日より七箇日間、三宝院本坊に於て五大虚空藏菩薩法を修せらる。辛酉革命御祈に依りてなり。

享和二年

正月一日 四方拝、出御あらせらる。小朝拝を行はる。次に元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月七日 白馬節会を行はる。出題あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出題あらせらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会を行はる。小御所に出御、御製あらせらる。

山本はかすむそなたの江の波にあまのをぶねもこぎわたる見ゆ

二月七日 伊勢両宮造替山口祭日時定を行はる。是日、春日祭を行はる。

二月十五日 北野天満宮九百年神忌に依り、社頭に於て勅会を行はる。

二月二十日 頃日、耳疾あらせるるに依り、内侍所に於て御平癒の御祈禱を行はる。

三月七日 南殿の桜花を御覧あらせらる。

三月八日 御風氣に互らせらる。

三月二十四日 御楽始めを行はる。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月二十一日 賀茂祭を行はる。

七月二十六日 陰陽頭土御門泰栄の第に於て天曹地府祭を行はる。勅使を遣して都状を進めらる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十九日 小御所に於て中丁御講釈を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせらる。

九月十四日 一品邦頼親王の薨由を奏す。仍つて是日より三日間の廢朝仰せ出され、物音を停めらる。

十一月一日 忌火御飯を供す。御禊を行はる。

十一月五日 春日祭を行はる。

十一月八日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月二十四日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月二十五日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月七日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、笛の御所作あらせらる。

享和三年

正月一日 四方拜並に元日節会を行はる。出御あらせらる。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせらる。

正月七日 白馬節会を行はる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。是日、紫宸殿、承明門等の額を掲ぐ。諸博士岡本保考、之を書

す。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十二日 住吉社、炎上に依り、奉幣發遣日時定を行はる。朝餉間に出御あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。出御あらせられ、御製あり。

枝のゆきをときつはる風吹そのにほ、えむ梅のにほひそめつ、

正月二十六日 来三月、中務卿織仁親王より入木道御伝授あら

せらるべき旨、仰せ出さる。

閏正月二十四日 月次和歌御会を行はる。

二月七日 春日祭を行はる。是日、伊勢両宮造替木作始日時定を行はる。石灰壇に出御、御拝あらせらる。

二月二十四日 月次和歌御会を行はる。

二月二十七日 入木道御伝授日限、来月十日に治定あらせらる。

三月十三日 小御所に於て御楽始を行はる。出題あらせらる。

三月十六日 内々、猿楽御覧あり。後桜町上皇、亦渡御あらせらる。

三月十八日 柿本神影供を行はる。

三月十九日 中務卿織仁親王より入木道御伝授を受けさせらる。

三月二十四日 月次和歌御会を行はる。

三月二十五日 微恙に互らせらる。

三月二十七日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月二十一日 賀茂祭を行はる。

五月一日 頃日、微恙に互らせらるるに依り、内侍所に御祈禱あらせらる。

八月七日 内々、御楽あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十六日 和歌当座御会を行はる。

八月二十四日 月次和歌御会を行はる。

八月二十八日 小御所に於て管絃を行はる。琵琶の御所作あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせらる。御拝竟りて後、内侍所に出御あらせらる。

九月十三日 清涼殿に出御、観月あらせらる。是日、小御所に於て和歌当座御会を行はる。

九月二十日 後光明天皇の百五十回聖忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十月五日 後桃園天皇の奉為に禁裏に於て五箇日間、懺法講を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。御禊を行はる。

十一月五日 春日祭を行はる。

十一月七日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月二十四日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月二十五日 豊明節会を行はる。

十二月三日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御、庭火笛の御所

作あらせらる。

十二月五日 権中納言久世通根に天仁遠波を御伝授あらせらる。

十二月十三日 明年の甲子革令勘者宣下あり。

十二月十九日 甲子革令諸道勘文外記勘例等の奏聞あり。

十二月二十一日 年号勘者宣下あり。

享和四年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御

あらせられず。小朝拜を停む。

正月二日 大床子御膳を供す。出御あらせらる。

正月五日 披露始あり。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覽あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十二日 水無瀬宮法楽和歌御会を行はる。

正月二十四日 微恙に互らせらる。

正月二十六日 来月十一日、革令改元定に依り、年号勘文奏聞

あり。

正月二十八日 和歌御会始を追行せらる。御製あらせらる。

春のひかりへだてなければおく山のおどろの下も雪やとくら

む

二月三日 和歌当座御会を行はる。

二月四日 和歌当座御会を行はる。

二月十一日 革令定並に改元定を行はる。文化と改元す。

文化元年（一八〇四）

二月十二日 改元に依り、恩赦宣下あり。

二月十三日 七社奉幣使の御内意を仰せ出さる。

二月十四日 詔書覆奏あり。

二月十七日 七社奉幣發遣日時定並に使定を行はる。

二月二十四日 改元奉告の為、伊勢神宮、石清水、賀茂、松

尾、平野、稻荷、春日等の七社に奉幣發遣の儀あり。

出御あらせらる。是日、春日祭を行はる。

三月六日 和歌御伝授に依り、是日より三箇日間、御祈禱の

為、御撫物御壇料を上御霊、下御霊、北野三社に献ぜ

らる。

三月八日 権中納言飛鳥井雅威に伊勢物語を御伝授あらせらる。
 三月十四日 革命奉告の為、宇佐、香椎両宮に奉幣使を發遣せらる。

三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十四日 賀茂祭を行はる。

四月十八日 小御所に於て柿本人丸御影供御会を行はる。

五月十九日 小御所に於て御楽を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。

十月八日 玄猪の儀あり。

十月十七日 和歌当座御会を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月二日 石清水八幡宮造替仮殿遷宮日時定を行はる。石灰壇に於て御拝あらせらる。

十一月七日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。是夜、石清水八幡宮仮殿遷宮あり。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はる。

十一月十一日 春日祭を行はる。

十一月十八日 新嘗祭を行はる。

十一月十九日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あら

せらる。

十一月二十二日 南殿の橘を栽ゑ改めらる。是年、甲子革命により、是夜より三箇夜、内侍所に於て臨時御神樂を行はる。参与に互り出御あらせらる。

十二月五日 春日社造替木作始、仮殿遷宮等の日時定を行はる。

十二月十日 石清水社正遷宮日時定を行はる。是夜、内侍所臨時御神樂を行はる。出御あらせられ、和琴の御所作あり。

十二月十七日 石清水社正遷宮を行はる。夜、東庭に下御、遥拝あらせらる。

十二月十九日 参内殿に於て内々の輩に仕舞を行はしめらる。

十二月二十一日 是年、甲子革命により、是日より三箇日間、南殿に於て不動法を行はる。

文化二年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。小朝拜を停めらる。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

- 正月十一日 神宮奏事始を行はる。出御あらせらる。
- 正月十九日 賀茂奏事始を行はる。
- 正月二十四日 和歌当座御会を行はる。御製あらせらる。
みどりそふまつに初ねわ春よとき花やをそきときあるうぐひす
- 二月十八日 春日祭を行はる。
- 三月十七日 桓武天皇の千年聖忌に依り、昨今兩日、延暦寺に於て勅会御法事を行はる。是日、御代參を柏原陵に遣さる。
- 三月二十五日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。
- 三月二十六日 御樂始を行はる。
- 四月二日 鳥羽天皇の六百五十回聖忌に依り、竹田安樂寿院に於て御法樂を行はる。御代參を御廟所に遣さる。
- 四月二十日 賀茂祭を行はる。
- 六月十九日 御学問所木造始、地曳等を行はる。
- 八月十五日 石清水放生会を行はる。
- 八月二十七日 御学問所礎、立柱を行はる。
- 九月八日 春日中社、榎本社、水屋社造替木作始、仮殿遷宮、同立柱、上棟、同正遷宮の日時定を行はる。
- 九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。
- 九月二十日 来二十四日の四条天皇尊像外遷座の事を仰せ出さる。
- 十月八日 玄猪の儀あり。
- 十月十八日 御学問所の上棟を行はる。
- 十月二十三日 新造御学問所、落成す、仍つて御祈の為、青蓮院尊真親王をして不動法を勤修せしめらる。
- 十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。
- 十一月五日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。
- 十一月九日 後桃園天皇の正忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。
- 十一月十一日 春日祭を行はる。
- 十一月十八日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。
- 十一月十九日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせらる。
- 十二月三日 内侍所臨時御神樂を行はる。出御あらせらる。
- 十二月十六日 節分なり。別殿に御せらる。
- 十二月二十一日 小御所に於て御樂あり。琵琶の御所作あらせらる。
- 文化三年**
- 正月一日 四方拜、出御あらせらる。小朝拜を行はれず。元日節会を行はる。出御あらせられず。
- 正月二日 大床子御膳を供す。
- 正月四日 明日、御衰日に依り、是日、叙位の事あり。

正月七日 白馬節会を行はる。去冬より御風咳に依り、出御あらせられず。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始あり。出御あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

きのふより今日わ雪消のそふ色と見しもいつしかこのめはる

風

二月十八日 春日祭を追行せらる。

三月二十四日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十二日 賀茂祭を行はる。

四月二十四日 御楽始を行はる。

七月十二日 桃園天皇の内々の御忌日に依り、泉涌寺に於て御

法事を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせらる。

十月二日 玄猪の儀あり。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。共に出御あらせられず。

十一月五日 春日祭を行はる。

十一月十一日 神祇官代に於て新嘗祭小忌卜定を行はる。

十一月二十四日 新嘗祭を行はる。出御あらせられず。

十一月二十五日 豊明節会を行はる。出御あらせられず。

十二月七日 是より先、十月中旬頃より不予に互らせられし

が、頃日、御快方にあらせらるるに依り、是日、内々

御床扨の御祝あらせらる。

十二月十日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられず。

文化四年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月四日 明日、御衰日に依り、是日、叙位の事あり。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。九日、南殿に出御あらせらる。十四

日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始あり。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。御製あらせらる。

こほりとく江の水あをしうき草にかもめねふるなみのはる

風

正月二十七日 和歌御会始を行はる。

二月二十四日 春日祭を行はる。

三月二十五日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十三日 賀茂祭を行はる。

七月二十四日 月次和歌御会を行はる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。

九月二十八日 御樂始を行はる。琵琶の御所作あらせらる。

十月十日 盛化門院の二十五回忌に依り、是日より三箇日間、

清涼殿に於て懺法講を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月七日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月十一日 春日祭を行はる。

十一月十八日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月十九日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あら

せらる。

十一月二十九日 恭礼門院の十三回忌に依り、今明兩日、妙法

院に於て御法事を行はる。

十二月十三日 内侍所臨時御神樂を行はる。出御あらせらる。

笛の御所作あり。

文化五年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御

あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十九日 舞御覽あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。

二月三日 和歌当座御会を行はる。

二月八日 春日社並に若宮立柱上棟日時定、同正遷宮日時定を

行はる。

是日 勅して太政官印を改鑄せしめらる。

二月十八日 春日祭を行はる。

二月二十八日 春日社、若宮社正遷宮を行はる。

三月十五日 舞御覽あり。

三月二十四日 内々、舞御覽あり。出御あらせらる。
 三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。
 四月十日 頃日、不予に互らせらる。
 四月十九日 賀茂祭を行はる。出御あらせらる。
 六月二十六日 内宮別宮造替木作始日時定を行はる。
 七月四日 永皎女王、薨す。仍つて三箇日間、廢朝あらせらる。
 七月七日 七夕和歌御会を行はる。
 八月十五日 石清水放生会を行はる。
 八月二十四日 月次和歌御会を行はる。
 九月七日 内宮別宮滝原宮、並宮、伊雜宮等の正遷宮日時定を行はる。

九月十日 内侍所御擲に依り、御拜あらせらる。
 九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせらる。
 九月十六日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。
 九月二十七日 御樂始を行はる。
 十月二十一日 小御所に於て大曲御調合を行はる。笛の御所作あらせらる。
 十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。
 十一月五日 新嘗祭卜定を行はる。
 十一月十一日 春日祭を行はる。
 十一月十八日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月十九日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせられず。
 十一月二十八日 御樂を行はる。
 十二月三日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。笛の御所作あり。

是日 伊勢両宮造替地曳日時定を行はる。
 十二月四日 伊勢両宮造替立柱上棟日時定を行はる。
 十二月十日 御樂を行はる。
 十二月十六日 東山天皇の百回聖忌に依り、今明兩日、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

文化六年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。
 正月二日 大床子御膳を供す。
 正月七日 白馬節会を行はる。
 正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。
 正月十一日 神宮奏事始を行はる。出御あらせらる。
 正月十五日 三毬打あり。
 正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。
 正月十九日 舞御覽あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌当座御会始を行はる。御製あらせらる。

こえの色に小枝の霜もとけぬべし竹の葉やまのはるのうぐひす

二月十八日 春日祭を行はる。

二月三十日 御楽始を行はる。出御あらせらる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月十日 立坊に依り、七箇日間、七社七寺御祈を行はしめらる。

三月二十四日 恵仁親王を立てて皇太子と為らる。是日、立太子節会あり。出御あらせらる。

三月二十八日 伊勢両宮別宮造替日時定並に東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月七日 皇太子、拝觀す。御対面あらせらる。

四月二十日 賀茂祭を行はる。出御あらせらる。

五月二十六日 内々、能御覽あり。後桜町上皇、亦臨御あらせらる。

五月二十九日 多祉宮の薨去に依り、三箇日間、物音を停めらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十五日 伊勢一社奉幣發遣の儀あり。南殿に出御、御拝

あらせらる。

九月一日 皇大神宮正遷宮に依り、東庭に下御、御拝あらせらる。

九月四日 豊受大神宮正遷宮に依り、東庭に下御、御拝あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御あらせられず。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月四日 春日祭を行はる。

十一月十日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月二十三日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月二十四日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月五日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。笛の御所作あらせらる。

十二月十四日 後桜町上皇の七十の算賀を行はる。内裏御学問所南庭に於て舞樂の興あり。上皇、之に御幸あらせらる。

文化七年

正月一日 四方拜、小朝拜を行はる。出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。是日、東宮、拝觀す。仍つて出御あらせらる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

すむ田鶴のたてる姿ももろ声もさらにゆたけきはつはるの庭

正月二十七日 当座和歌御会を行はる。

二月二十四日 春日祭を行はる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月十三日 御楽始を行はる。

三月二十八日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月八日 内侍所仮殿木造始を行はる。

四月十四日 賀茂祭を行はる。

四月二十六日 内々、御雛子能御覧あり。出御あらせらる。

五月二十六日 内々、御雛子能御覧あり。出御あらせらる。

五月十八日 内侍所仮殿地曳礎立柱を行はる。

五月二十一日 管絃御会を行はる。琵琶の御所作あらせらる。

五月二十五日 瘡を病ませらる。

六月一日 是より先、五月二十日、権大納言徳川家慶の生母、

死去す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

六月十八日 祇園御霊会を行はる。

六月二十四日 内侍所仮殿上棟日時定を行はる。

七月三日 内侍所仮殿上棟を行はる。

七月六日 皇考典仁親王十七回忌に依り、蘆山寺に於て御法会を行はる。

七月二十日 伊勢両宮別宮の正遷宮日時定を行はる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十日 内侍所仮殿渡御日時定を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十九日 内侍所仮殿渡御を行はる。東庭に下御あらせらる。

八月二十四日 内侍所仮殿御神楽を行はる。出御、笛の御所作

あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月四日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月五日 参議左近衛権中将徳川治紀、上表して大日本史を

進献す。

十一月十三日 内侍所本殿渡御日時定を行はる。

十一月十六日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月十七日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あら

せらる。

十一月二十一日 春日祭を行はる。

十二月七日 内侍所、本殿に渡御あらせらる。仍つて東庭に下御あらせらる。

十二月十四日 今夜より内侍所臨時三箇夜の御神楽を行はる。

出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。

十二月二十六日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせらる。

文化八年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御

あらせらる。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十八日 円光大師の遠忌に依り、勅使西洞院信順を知恩院

に遣され、勅して、弘覚大師と加号せらる。

正月十九日 舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十二日 円光大師六百年遠忌に依り、知恩院に於て勅会を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。

正月二十五日 春日祭を行はる。

閏二月七日 和歌当座御会始を行はる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月十六日 東宮恵仁親王、御元服の儀を行はせらるるに依り、出御あらせらる。

三月二十日 東宮御元服の詔書覆奏あり。

三月二十五日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十四日 賀茂祭を行はる。出御あらせらる。

七月十二日 桃園天皇の内々の御忌日に依り、泉涌寺に於て御

法事を行はる。

七月二十一日 桃園天皇の五十回聖忌に依り、般舟三昧院並に

泉涌寺に於て御法事を行はる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十日 当座和歌御会を行はる。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十六日 当座和歌御会を行はる。

八月二十五日 陰陽頭土御門晴親の第に於て三万六千神御祭御

祈を行はる。都状を進献せらる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御、御拜あらせらる。

九月二十日 御楽始を行はる。琵琶の御所作あらせらる。

九月二十二日 去二十日より彗星客星出現に依り、七社七寺に御祈を行はる。

九月二十六日 内々、能御覧あり。出御あらせらる。

十月五日 後桃園天皇の三十三回聖忌に依り、是日より五箇日

間、禁中に於て御懺法講を行はる。連日、出御あらせられ、初日、笛の御所作あらせらる。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月五日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月十六日 新嘗祭を行はる。

十一月十七日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせられず。

十一月二十一日 春日祭を行はる。

十一月二十九日 恭礼門院の十七回忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月四日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。

文化九年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月十五日 三毬打を行はる。出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十九日 鶴庖丁あり。次に舞御覧あり。出御あらせらる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。

正月二十七日 和歌当座御会を行はる。

二月五日 春日祭を行はる。

三月三日 鬪鶏あり。

三月二十六日 御楽始を行はる。

三月二十七日 東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月四日 成不動院の十三回忌に依り、昨今兩日、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

四月十九日 賀茂祭を行はる。

四月二十四日 当座和歌御会を行はる。

五月十八日 御厄年に依り、清水成就院に是日より一七箇日間、御祈禱を仰せ附けらる。

六月七日 御学問所に出御あらせられ、久しく中絶の石清水、賀茂等の臨時祭再興を仰せ出さる。

六月二十七日 北野天満宮正遷宮を行はる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十五日 石清水八幡宮仮殿遷宮日時定を行はる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。南殿に出御、御拝あらせらる。

九月十三日 和歌当座御会を行はる。

九月二十二日 御楽を行はる。

十月十九日 御厄年に依り、臨時の御祈祷を是日より七箇日

間、下鴨、北野両社に仰せ附けらる。

十一月二十九日 後桃園天皇の内々の聖忌に依り、般舟院に於

て御法事を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。同夜、御禊を行はる。

十一月三日 春日祭を行はる。

十一月十一日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月二十二日 新嘗祭を行はる。

十一月二十三日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月七日 石清水八幡宮正遷宮日時定を行はる。

十二月十六日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられ、

笛の御所作あらせらる。

十二月二十一日 石清水八幡宮正遷宮を行はる。遥拝あらせら

る。

文化十年

正月一日 四方拜、元日節会を行はる。共に出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせられず。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。是日、前左大臣鷹司輔平の薨去に依り、是日より三箇日間、廢朝仰

せ出さる。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十七日 御吉書三毬打あり。

正月十九日 舞御覽あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。出御あらせられず。

二月十日 春日祭を行はる。

二月十四日 慈覚大師九百五十年遠忌に依り、延暦寺に於て御

法会を行はる。

三月五日 小御所に於て東遊求子唱歌を聴かせらる。

三月十五日 石清水臨時祭を再興せらる。御禊御座、舞御覽等

に出御あらせらる。

三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月二十四日 賀茂祭を行はる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月五日 輪王寺宮舜仁親王、帰府御暇乞の為、参内に依り、

舞楽御覽あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十六日 有卦入の賀宴を行はる。御学問所に於て舞楽御覽

あり。出御あらせらる。

八月二十七日 内々、囃子能御覽あり。出御あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。出御、御拝あらせらる。

九月二十四日 徳川家慶室の安産祈祷の為、内侍所前庭に於て

千反楽を行はる。

九月三十日 常御所、御修覆に依り、是日より御学問所に渡御

あらせらる。

十月六日 玄猪の儀あり。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月三日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経

供養を行はる。

十一月十六日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月十七日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出御あら

せられず。

十一月二十一日 春日祭を行はる。

閏十一月三日 禁裏、物音を停めらる。後桜町上皇の崩御に依

りてなり。

閏十一月四日 権中納言日野資愛に凶事伝奏を、藏人左中弁坊

城俊明に凶事奉行を仰せ附けらる。

閏十一月八日 是日より内裏触穢なり。

閏十一月十六日 後桜町上皇の御葬送の日より五旬の間、御心

喪を仰せ出さる。

閏十一月二十三日 普請停止の儀、御憐愍を以て一旦、其停止

を解かせらる。

十二月十六日 後桜町上皇の遺詔奏並に警固固閑の事あり。是

日より五箇日間、廢朝仰せ出さる。

十二月十九日 後桜町上皇の初七日御忌に依り、般舟三昧院並

に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月二十一日 後桜町上皇の二七日御忌に依り、般舟三昧院

並に泉涌寺に於て御法事を行はる。是日、開闔解陣、

音楽警蹕、元の如き由の宣下あり。又、吉書御覽あ

り。

十二月二十二日 旧院弘御所に於て光明供を行はる。

十二月二十三日 後桜町上皇の三七日御忌に依り、般舟三昧院

並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月二十五日 後桜町上皇の四七御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月二十六日 後桜町上皇の五七御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月二十八日 後桜町上皇の六七御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月二十九日 後桜町上皇の尽七日御忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十二月三十日 御精進を解かせらる。

文化十一年

正月一日 四方拜、御心喪中に依り、出御あらせられず。大床子御膳を供す。

正月十六日 触穢竟清祓を行はる。

正月二十日 披露始を行はる。

正月二十九日 青綺門院の二十五回忌に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

二月四日 泉涌寺に於て後桜町上皇の御石塔供養を行はる。

二月六日 御心喪竟御禊を行はる。出題あらせらる。吉書御覽あり。

二月七日 常御所の御修覆成れるを以て還御あらせらる。

二月十日 春日祭を行はる。

二月十一日 神宮奏事始、賀茂奏事始を行はる。小御所に出御あらせらる。

二月十三日 後桜町上皇の百箇日に依り、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

二月十六日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。二十二日両法結願なり。

二月二十四日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。山まつのはるひとしほのみどりよりこのまの桜はなもかすめ

る

三月二十四日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。

三月二十五日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月二日 任大臣宣下あり。左大臣二条治孝を罷め、右大臣一条忠良を左大臣に、前内大臣三条実起を右大臣に任す。

四月二十四日 賀茂祭を行はる。

四月二十五日 後桜町上皇の御遺物を將軍徳川家斉等に賜ふ。

五月一日 將軍徳川家斉等に物を賜ふ。

五月四日 關東使宮原彈正大弼義周、参内して將軍徳川家斉等より進献の物を上る。仍つて大弼に謁を賜ふ。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月十七日 東宮惠仁親王追々御成長に依り、来丑年春、御讓

位御受禪御治定の旨、仰せ出さる。

八月十九日 中丁に依り、講談を聴聞あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。出御、御拝あらせらる。

九月十六日 関白鷹司正熙を罷め、左大臣一条忠良を関白と為

す。朝餉に於て詔書勅書に御画あらせらる。

九月二十八日 任大臣宣下あり。右大臣三条実起を罷め、内大

臣近衛基前を右大臣に、権大納言花山院愛徳を内大臣に任ず。

十月三日 後桜町天皇の御一周忌を繰上げ、昨今兩日、般舟三

昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十月六日 玄猪の儀あり。

十一月一日 忌火御飯を供す。夜、御禊を行はる。

十一月七日 吉田社仮殿遷宮日時定を行はる。

十一月八日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法

事を行はる。

十一月十六日 新嘗祭を行はる。中和院代に行幸あらせらる。

十一月十七日 解斎御粥を供す。豊明節会を行はる。出題あら

せらる。

十一月二十一日 春日祭を行はる。

十一月二十二日 賀茂臨時祭を再興せらる。御禊庭座、舞御覽

並に還立御神楽等に出御あらせらる。

十二月八日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられ、和

琴の御所作あらせらる。

文化十二年

正月一日 四方拜、小朝拜を行はる。出御あらせらる。元日節

会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月四日 関白一条忠良の左大臣を罷め、右大臣近衛基前を左

大臣に、前内大臣徳大寺実祖を右大臣に任ず。

正月五日 千秋万歳御覽あり。是日、披露始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元

帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月十五日 三毬打あり。出御あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせられず。

正月十九日 鶴庖丁あり。次に舞御覽あり。

正月二十日 小御所に出御あらせられ、正覚院前大僧正已下に

謁を賜ふ。正覚院前大僧正、御加持を修す。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。出御あらせらる。

正月二十二日 徳川家慶室の安産祈禱の為、内侍所に於て千反

楽を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。

正月三十日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

二月四日 春日祭を行はる。

二月七日 平野社正遷宮日時定を行はる。

二月十四日 和歌当座御会を行はる。

二月十七日 前大臣鷹司正熙、准三宮宣下拝賀に依り、昼御座

に出御あらせられ、謁を賜ふ。

二月二十日 建礼門葺替に著手す。

是日 吉田社正遷宮日時定を行はる。

二月二十一日 平野社正遷宮を行はる。勅使広橋光成を遣さ

る。

二月二十三日 清涼殿代出御あらせられ、東本願寺光明、密藏

院権僧正榮性に謁を賜ふ。

二月二十六日 任大臣宣下あり。右大臣徳大寺実祖を罷め、鷹

司直通を右大臣に、内大臣花山院愛徳を罷め、二条斎

信を内大臣に任ず。

三月三日 吉田社正遷宮を行はる。

三月八日 御樂始を行はる。出御あらせらる。箏の御所作あら

せらる。

三月十一日 日光東照宮臨時奉幣發遣日時定を行はる。

三月二十日 石清水臨時祭を行はる。御禊庭座舞御覽等に出御

あらせらる。

三月二十六日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。

四月十八日 賀茂祭を行はる。

四月二十七日 関白一条忠良に天仁遠波御伝授あらせらる。

五月十一日 広橋胤家の橘樹を以て南殿の橘樹を植え改めら

る。

六月四日 曩に日光山東照宮二百回忌勅会を行はれしに依り、

是日御礼の為、関東使前田信濃守、参内して物を献

ず。仍つて謁を賜ふ。

六月五日 小御所葺替内廻の修復に著手す。

六月十六日 内々、仕舞囃子能御覽あり。次に嘉祥の儀あり。

御学問所に出御あらせられ、関白一条忠良已下に謁を

賜ひ、宴を給ふ。

六月十八日 院御料一万石進上あるべき旨、大久保加賀守より

関白一条忠良に申入る。

七月五日 仙洞御書院造建に就き、関白一条忠良より関東に申

達す。

八月一日 八朔の儀あり。

八月五日 上丁に依り、御学問所に於て講談を聴聞あらせら

る。

八月十五日 石清水放生会を行はる。

八月二十七日 神嘉殿造替に就き、関白一条忠良、酒井讚岐守

忠進と相議す。

八月二十八日 月次管絃御会を行はる。出御あらせらる。

九月十一日 伊勢例幣発遣の儀あり。南殿に出御、御拝あらせらる。

九月二十四日 内々、仕舞囃子能御覧あり。

九月二十六日 小御所に於て御樂を行はる。

十月二日 来月、新嘗祭に依り、後桜町天皇の三回聖忌を引上げ、今明両日、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。

十月十日 盛化門院の三十三回忌に依り、是日より三箇日間、禁中に於て懺法講を行はる。出御あらせられ、初日には琵琶、二日には箏、三日には笛の御所作あらせらる。

十月十三日 御精進を解かせらる。

十月二十日 月次管絃御会を行はる。小御所に出御あらせらる。

十月二十四日 玄猪の儀あり。

十月二十六日 和歌当座御会を行はる。

十一月一日 忌火御飯を供す。御禊を行はる。

十一月五日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院並に於て御經供養を行はる。

十一月十五日 春日祭を行はる。

十一月二十二日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。

十一月二十三日 豊明節会を行はる。出御あらせらる。

十二月八日 内侍所臨時御神樂を行はる。出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。

十二月十六日 右大臣鷹司政通、従一位隨身兵仗拝賀に依り、昼御座に出御、謁を賜ふ。

文化十三年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月五日 披露始を行はる。

正月七日 白馬節会を行はる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始を行はる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十九日 鶴庖丁あり。次に舞御覧あり。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。
二月十日 春日祭を行はる。

- 二月二十二日 当座和歌御会を行はる。
- 三月十一日 任大臣宣下あり。徳川家斉を右大臣に任ず。
- 三月二十日 御樂始を行はる。
- 三月二十五日 日光東照宮奉幣發遣日時定を行はる。
- 三月二十六日 内々、能御覽あり。
- 四月二十四日 賀茂祭を行はる。
- 四月二十八日 月次和歌御会を行はる。
- 五月二十一日 関東使、退京の為、参内す。謁を賜ふ。舞樂御覽あり。東使、東廂に於て陪覽す。
- 五月二十四日 月次和歌御会を行はる。
- 五月二十九日 清涼殿御修復に依り、昼御座已下を小御所に移さる。
- 八月一日 八朔の儀あり。
- 八月十四日 清涼殿のご修理成れるに依り、昼御座已下を旧に復さる。
- 八月十五日 石清水放生会を行はる。
- 八月二十五日 後陽成天皇の二百回聖忌に依り、今明兩日、般舟三昧院並に泉涌寺に於て御法事を行はる。
- 九月二日 前権大納言庭田重嗣に天仁遠波御伝授あらせらる。
- 九月十一日 伊勢例幣發遣の儀あり。
- 九月二十四日 月次和歌御会を行はる。
- 十月二十四日 玄猪の儀あり。
- 十一月一日 忌火御飯を供す。御禊を行はる。
- 十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御経供養を行はる。
- 十一月十一日 神祇官代に於て新嘗祭卜定を行はる。
- 十一月十五日 春日祭を行はる。
- 十一月二十二日 新嘗祭を行はる。出御あらせらる。
- 十一月二十三日 豊明節会を行はる。出御あらせられず。
- 十一月二十八日 賀茂臨時祭を行はる。出御あらせらる。
- 十二月七日 来二十二日巳刻、下御所地鎮祭の旨、仰せ出さる。
- 十二月十三日 内侍所臨時御神樂を行はる。出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。
- 十二月十六日 今明兩日、下御所御修理後の安鎮御祈を行はる。
- 十二月二十一日 後院を自今、桜町殿と称せらる。
- 文化十四年（一八一七）**
- 正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。
- 正月二日 大床子御膳を供す。
- 正月四日 披露始あり。
- 正月五日 千秋万歳御覽あり。

正月七日 白馬節会行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日、両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始あり。小御所東廂に出御、御拜あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十八日 三毬打あり。小御所に出御あらせらる。

是日 御讓位御受禪御祝儀として、関東に賜物あり。又、桜町殿修理に就き、大久保加賀守忠眞已下に物を賜ふ。

正月十九日 鶴庖丁あり。次に舞御覽あり。出御あらせらる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。小御所に出御、御製あらせらる。

哉 ゆたかなる世の春しめて三十年余り九重のはなをあかずみし

二月一日 関東使織田主計頭信由、大久保加賀守忠眞、参内し

て物を献ず。仍つて謁を賜ふ。

二月七日 和歌当座御会を行はる。

二月十日 春日祭を行はる

二月十四日 来月二十二日卯刻に御讓位の儀、内々、御治定あり。

二月十五日 有徳院、惇信院、浚明院、孝恭院の仏殿の勅額を

賜はるべく、勅額使を大久保加賀守忠眞に遣さる。

二月二十日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。

三月十一日 御讓位後の御幸始御祝儀の事を仰せ出さる。

三月十三日 稲荷、梅宮両社に於て御讓位、御受禪行幸の御祈禱を修せしむ。

三月十五日 石清水臨時祭行はる。

三月十九日 御讓位行幸御受禪劍璽渡御の御内見あり。

三月二十一日 警固固關の儀あり。

三月二十二日 櫻町殿に行幸あらせられ、皇太子恵仁親王に讓位あらせらる。

〈付記〉

所功「光格天皇の讓位式と『桜町殿行幸図』『藝林』第六十六卷第一号、平成二十九年

所功「光格天皇の『寛政新造内裏還幸行列絵図』『モラロジー研究』第七十九号、平成二十九年

所功「神村忠貞著 河村秀俊補『光格天皇』御即位次第略解」『藝林』第六十六卷第二号、平成二十九年

所功「徳島県立博物館所蔵『光格上皇修学院御幸儀仗図絵卷』…付論『光格天皇新造内裏還幸絵図』解説の追補」『モラロジー研究』第八十号、平成二十九年

ラロジー研究』第八十号、平成二十九年